

6

活性化情報誌



中小企業かごしま

2025 第840号

- 特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度
- 特集2 職場における学び・学び直し促進ガイドライン



目次

特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度……	1
特集2 職場における学び・学び直し促進ガイドライン……	43
組合インタビュー……	51
●鹿児島県酒造組合	
前途彩々～女性活躍推進企業を訪ねて～……	55
●合名会社明石屋菓子店	
中央会の動き……	59
寄稿 外国人材雇用のABC……	63
インフォメーション……	64
教えてぐりぶー！組合運営……	65
組合運営のスペシャリストを目指そう！……	66
業界情報……	67
令和7年4月 情報連絡員報告	
倒産概況……	70
令和7年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定……	71

鹿児島県内における 中小企業のための助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。

詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置のための条件など、適用要件が詳細に設定されている場合があります。

(順不同)

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	2～10	薩摩川内市	21～24	垂水市	33
枕崎市	11	指宿市	25	伊佐市	34
阿久根市	12	肝付町	25	南九州市	35～36
霧島市	13	始良市	26	さつま町	37～38
鹿屋市	13～15	曾於市	26	奄美市	39～41
南さつま市	16	志布志市	27～30	西之表市	42
出水市	17～18	日置市	31～32	和泊町	42
いちき串木野市	19～20				

○上記以外の町村に関しては、各役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

鹿児島県に関する助成・補助事業等については、以下ホームページをご参照下さい。

⇒ 令和7年度中小企業者等向け支援施策（支援事業統合ページ）

- ◆ 原油価格・物価高騰対策事業を知りたい
- ◆ 経営革新・安定化を図りたい
- ◆ 生産性と付加価値を向上させたい
- ◆ 価格転嫁・賃上げに取り組みたい 等

https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/tyusyoukigyou/shien_sesaku/index.html



⇒ 商工業関係

<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>



⇒ 企業立地関係

<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyoo/index.html>



また、鹿児島県では、県内各地域振興局・支庁に「地域企業振興監」と「地域企業支援官」を設置していますので、事業承継や販路拡大、デジタル化の推進など、企業経営でお困りのことがございましたらご相談ください。

【お問合せ先一覧】 ※ 県…商工政策課、他…総務企画課

地域振興局・支庁名	TEL	地域振興局・支庁名	TEL
鹿児島県	099-286-2931	始良・伊佐地域振興局	0995-63-8111
鹿児島地域振興局	099-805-7257	大隅地域振興局	0994-52-2087
南薩地域振興局	0993-52-1305	熊毛支庁	0997-22-0498
北薩地域振興局	0996-25-5516	大島支庁	0997-57-7215



鹿児島市

■鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係 【お問合せ】 TEL:099-216-1318

輸出チャレンジ支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業政策課企画調整係 TEL:099-216-1318
概要	本市の中小企業者等が、販路を拡大するため、海外で開催される展示会等に出展する経費や海外市場調査等を実施する経費、海外現地視察に要する経費の一部を助成	
対象者	本市に主たる事業所を有する中小企業者等（納期が到来している市税を完納していること） ※ 中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、個人事業主も含む ※ 事業協同組合、企業組合及び商工組合など、中小企業者で構成する団体等も対象 ※ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団に関与している事業者等は対象外	
対象事業	(1) 国、県、その他国内の公的機関・団体（日本貿易振興機構（ジェトロ）、鹿児島県貿易協会等）、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等（展示会、見本市及び商談会並びに商談を伴うミッション等）へ出展又は参加する事業 (2) 市場規模調査、顧客ニーズ調査、競合調査、提携候補調査、バイヤーアンケート調査その他の海外市場調査等の実施に係る事業 (3) 海外現地視察を実施する事業（国、県、その他公的機関・団体等が主催する海外現地視察事業等への参加を伴うものに限る） ※ (1)はオンラインでの参加も可 ※ 申請時点で、上記事業を実施することが決定又は決定見込みであること ※ 令和8年3月末日までに事業が完了すること	
対象経費	出展料、専門家に対する委託料や謝金等、現地視察への参加費用、渡航費、宿泊費（補助対象事業実施期間中に係る宿泊費に限る）、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、製品等の輸送費、その他、市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限：20万円	

Renewal

地域商社支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業政策課企画調整係 TEL:099-216-1318
概要	本市事業者5者以上の商品等を取り扱う地域商社の海外販路拡大に要する経費の一部を助成	
対象者	市内に本店を有する地域商社（納期が到来している市税を完納していること） ※ 本事業の地域商社とは、国外への市場拡大を目指す市内事業者と海外バイヤー等をマッチングするほか、少量の商品でも取りまとめて輸出する機能等を持つ事業者 ※ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団に関与している事業者等は対象外	
対象事業	(1) 展示会等への出展、又は参加 (2) 海外バイヤーの招へい (3) 情報発信及びプロモーション活動 (4) セミナーの開催 (5) 取引に係る物流・決済の一元化 (6) その他市長が認めるもの ※ (1)はオンラインでの参加も可 ※ 申請時点で、上記事業を実施することが決定又は決定見込みであること ※ 令和8年3月末日までに事業が完了すること	
対象経費	出展料、渡航費、宿泊費（補助対象事業実施期間中に係る宿泊費に限る）、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、製品等の輸送費、その他、市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限：100万円	

■鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス業係 【お問合せ】 TEL:099-216-1322

小規模事業者 ICT 導入促進支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	小規模事業者の ICT を活用した業務プロセスの改善・効率化による生産性向上への取組みを4つのステップで支援 【ステップ1：専門家派遣】 専門家（IT コーディネーター）を派遣し、経営や業務に関する課題の抽出を行い、課題解決のための導入計画の作成を支援 【ステップ2：ICT ツール導入助成】 ステップ1で作成した導入計画を実現するためのツール導入費用等を補助 【ステップ3・4：専門家派遣】 専門家（IT コーディネーター）によるフォローアップ支援	
対象者	市内に主たる事務所を有し、下記に該当する商工業者 ・納期の到来している市税を完納していること ・同一事業を1年以上経営していること ・過去3年度以内に本補助金の交付を受けていないこと 業種 ・卸売業、小売業、サービス業 5人以下 ・宿泊業、娯楽業 20人以下 ・その他の業種 20人以下	
対象経費	専門家派遣	ICT ツール導入助成
		(1) ソフトウェア購入費 (2) クラウド利用料（2年分※先払い） (3) 導入関連費（委託料等） (4) ハードウェア購入費（PC、タブレット、プリンター及びそれらの複合機器、POS レジ、モバイル POS レジ、券売機） ※ 補助対象経費となる有料のソフトウェアの導入またはクラウド利用料と併せて購入する場合に限り、導入関連費及びハードウェア購入費を補助対象経費とする ※ ハードウェア購入費のうち、POS レジ及びモバイル POS レジは除く ※ 「それらの複合機器」とは、対象となるハードウェアの導入に必要な付属品・周辺機器を含む ※ 業務プロセスの改善や効率化に直結しないものは対象外
補助率及び補助上限額等	最大5回（1回あたり3時間以内） 課題抽出～導入計画作成：上限3回 フォローアップ：上限2回 派遣費用を全額補助	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：30万円 ※ ハードウェア購入費は10万円が上限
募集期間	ステップ1・ステップ2：令和7年4月1日～12月26日 ステップ3：ステップ1、ステップ2終了後～令和8年2月27日 ステップ4（任意）：ステップ3終了後～令和8年2月27日 （予算の執行状況によっては募集を予告なしで終了する場合があります）	

組織化助成		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
対象事業	中小企業者が、法人である事業協同組合等を組織した場合に助成	
対象者	市内に主たる事務所を有する中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、かつ、市内において事業を行うもの等	
補助内容	補助額：5 万円 + 2 千円 × 組合員数	補助限度額：10 万円以内



Renewal

頑張る商店街支援事業

鹿児島市産業局産業振興部
産業支援課商業サービス業係
TEL:099-216-1322

概要	商店街などが、商店街区域の活性化を図るために実施する事業、または、商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修受講に助成
対象者	<p>【商店街の活性化を図るために実施する事業】</p> <p>(1) 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街の法人組織 (2) 法人組織でない任意の商店街・通り会 (3) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号ロに規定する会社 (4) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体 (5) 商業、サービス業又は製造業を営む3以上の事業者で構成するグループ</p> <p>【研修会の開催】</p> <p>(1) 鹿児島市中小企業振興助成条例第2条第2号に規定する商店街振興組合や事業協同組合等 (2) 産業振興や街づくりの目的を持って、自主的に活動している市内の事業者の会員数15人以上のグループで会則及び会員名簿を備えているもの（法人を除く）</p> <p>【研修の受講】</p> <p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を基本とし、中小企業大学校人吉校が定める受講対象企業</p>
要件	<p>【商店街の活性化を図るために実施する事業】</p> <p>(1) 市内に主となる事務所をおいていること (2) 定款、規約等を持ち、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと (4) 宗教的、政治的活動を目的とする団体でないこと (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと (6) 上記対象者(3)~(5)の団体については、あらかじめ補助事業の実施場所となる商店街から同意を得ること</p>
対象事業	<p>【商店街の活性化を図るために実施する事業】</p> <p>イベント開催やフラッグ作成、イルミネーション装飾など、商店街の活性化を図るために実施する事業</p> <p>【研修会の開催】</p> <p>(1) 生産力の向上、取引力の強化、ICT活用、社会環境（税制等）の変化への対応、事務の効率化、コストパフォーマンスの向上、職場環境改善など団体の構成員の事業活動に関するテーマ (2) 商店街の活性化、地域の賑わい創出など街づくりに関するテーマ</p> <p>【研修の受講】</p> <p>中小企業大学校人吉校で開催される研修</p>
対象経費	<p>【商店街の活性化を図るために実施する事業】</p> <p>事務経費、宣伝・啓発に必要な経費、イベントの実施に直接必要な経費、委託料・備品購入費等事業の実施に直接必要な経費、空き店舗の借上げ・整備にかかる経費</p> <p>【研修会の開催】</p> <p>外部から講師を招へいした場合の講師に支払う謝金、県内の離島又は県外から講師を招へいした場合の講師に支払う旅費、研修会の開催に係る会場又は機器等の使用料</p> <p>【研修の受講】</p> <p>受講料</p>
補助率及び補助上限額等	<p>【商店街の活性化を図るために実施する事業】</p> <p>補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：50万円以内（3以上の事業者で構成するグループは30万円）</p> <p>【研修会の開催】</p> <p>補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：10万円（講師謝金4万円、講師旅費4万円、会場等の使用料2万円）</p> <p>【研修の受講】</p> <p>補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：5万円</p>

明るい商店街づくり支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	商店街の夜の魅力の創出や、消費者が安心して楽しく買い物ができる環境づくりのため、商店街・通り会の街路灯等の電気料金の一部を助成（省エネ電球の導入も対象）	
対象経費	街路灯等点灯事業	省エネ電球導入事業
	次のいずれか高い額 (1) 40mに1灯の終夜灯で換算した額 (2) 商店街が支払った電気料の20%に相当する額	街路灯に設置する省エネ電球に係るリース料またはレンタル料の2分の1以内
補助率及び補助上限額等	補助上限 1商店街につき年額100万円以内	補助上限 1商店街につき総額100万円以内

プレミアム付商品券等発行支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	物価高騰の影響を受ける、小売・サービス業等の事業者支援や商店街の活性化、地域における消費の喚起・下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを行う商店街等に対し助成	
対象者	(1) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (2) 商店街・通り会 (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している任意の団体など	
要件	(1) 市内に主たる事務所を有すること (2) 定款・規約等があること (3) 1年以上の活動実績があること など	
対象事業	補助対象者が実施するプレミアム付商品券の発行又は電子決済によるポイント付与に関する事業 ※ 商品券を使用できる期間（有効期限）又はポイント付与の対象期間は、6ヵ月以内のものに限る ※ 商品券の利用期限及びポイント付与期限は、令和8年1月31日までとし、実績報告書を令和8年2月27日までに提出できるもの	
対象経費	(1) 商品券に上乗せするプレミアム負担額（プレミアム率の上限：20%）又は電子決済によるポイント付与額（ポイント付与率の上限：20%） (2) 事務経費（印刷費、広報費、換金手数料、委託料など）	
補助率及び補助上限額等	補助率：10分の10以内（プレミアム負担額、事務経費） 補助上限額：1,700万円 （プレミアム負担額の補助上限） 販売金額の10分の2 （事務経費の補助上限） 販売金額が、7,250万円超の場合500万円 販売金額が、7,250万円以下の場合250万円 ※ 複数の商店街、通り会等で構成する組織（連合会組織等）で、構成する団体数が2～4の組織は2倍、5以上は3倍を補助限度額とする	
申請期限	令和7年8月29日（予算に達し次第、終了）	



共同施設設置助成		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	商店街などが構成員の事業共同化のための共同施設や市民の利便を図るための街路灯やアーケードなどを設置する場合に助成	
対象者	(1) 事業協同組合、商店街振興組合などの法人組織 (2) 商業・サービス業を営むものが原則として15以上近接している商店街 など	
対象となる共同施設	(1) 構成員の事業共同化のための共同施設 (2) 街路灯、小緑地・広場、公衆トイレ、休憩施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、駐輪場、アーチ、その他商店街の環境整備に関するもの	
補助率及び補助上限額等	詳細は HP をご覧ください	

創業者テナントマッチング事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	本市の中心市街地や団地核にある空き店舗への出店に対する補助	
対象者	本市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ一定の要件を満たす方 ※ 空き店舗の賃貸借契約を締結する前にご相談ください	
対象地域及び対象空き店舗	中心市街地 ^{*1} 又は都市機能誘導区域の団地核 ^{*2} にある空き店舗で、1階部分かつ3ヵ月以上賃貸されていないもの ※1 第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域 ※2 かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける都市機能誘導区域の団地核	
対象業種	小売業、飲食業及びサービス業 ※ 事務所等は対象外 ※ 原則、1日6時間以上営業する店舗 ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者は除く	
対象経費	新規開業時の空き店舗の整備に要する経費で、工事着手日から営業開始日までに要した経費 ※ 什器、備品等の購入費は除く	
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限額：100万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合） 50万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合又は団地核内にある場合） ※ 1補助対象者につき1回	
申請期限	予算の範囲内で実施する補助制度のため、予算の執行状況によっては、予告なく募集を終了する場合があります。申請前に必ずお問い合わせください。	

桜島降灰対策事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課商業サービス業係 TEL:099-216-1322
概要	桜島の降灰から快適な都市環境と美観を守り、快適な街づくりを推進するため、商店街・通り会が降灰除去や降灰除去機の購入を行う場合に助成（克灰袋の無料配付も実施）	
対象経費	降灰除去機の購入、アーケードの降灰除去	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：降灰除去機の購入5万円 アーケードの降灰除去20万円（1団体につき年2回まで）	

■鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 【お問合せ】 TEL:099-216-1325

就職困難者等雇用奨励金		鹿児島市産業局産業振興部 雇用推進課 TEL:099-216-1325
概要	市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した中小企業の事業主に奨励金を支給	
対象者	市内に事業所を有し、国（労働局）の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けており、かつ、納期の到来している市税を完納しているもの	
対象労働者	雇用開始時点で市内に住所を有し（鹿児島市に住民登録があること）、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された方	
補助率及び補助上限額等	詳細は HP をご覧ください	
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定日の翌日から起算して12ヵ月以内	

ものづくり職人育成支援金		鹿児島市産業局産業振興部 雇用推進課 TEL:099-216-1325
概要	ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、市内事業所の人材育成を支援するため、事業主に対し、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費の一部を助成	
対象者	市内に事業所を有し、雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主 ※ 納期の到来している市税を完納していること	
対象経費	鹿児島市職業訓練センターで職業訓練を実施する鹿児島高等技術専門校に支払う「入学金」及び「授業料」 ※ 従業員が鹿児島高等技術専門校に入校する日から卒業する日までの期間	
補助率	補助対象経費の2分の1	
申請期限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科のその年度における最初の訓練が実施されるまで	

退職金共済制度への加入促進		鹿児島市産業局産業振興部 雇用推進課 TEL:099-216-1325
概要	中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に、掛金の一部を補助	
対象者	次の各号の全てに該当する共済契約者（中小企業の事業主） (1) 市内に事務所又は事業所を有するもの (2) 新規に共済契約を締結した月から引き続いて12ヵ月分の掛金を納付している共済契約者 (3) 納期の到来している市税を完納しているもの	
補助金の額	被共済者1人につき、掛金の額（掛金の額が5,000円を超えるときは5,000円）の12ヵ月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額	



New

奨学金代理返還支援制度導入促進補助金

鹿児島市産業局産業振興部
雇用推進課
TEL:099-216-1325

概要	物価の高騰の影響を受けている市内中小企業者等の人材の確保並びに定着に向けた取組を支援し、従業員等の経済的負担の軽減を図るため、従業員等が学生時代に貸与された奨学金を従業員等に代わって事業主が奨学金の返還に係る債権者に対して直接返還する制度を新たに導入した事業主に、補助金を交付
対象者	奨学金代理返還支援制度を新たに導入した市内に本店又は事業所を有する中小企業事業主 ※ 納期の到来している市税を完納していること ※ その他の要件など詳細は HP をご覧ください
補助金の額	20万円

New

ワーク・ライフ・バランス推進奨励金

鹿児島市産業局産業振興部
雇用推進課
TEL:099-216-1325

概要	イクボス推進同盟に参加、もしくは参加予定であり、かつ、働き方改革として、「若者や女性が働きやすい職場づくりの推進」の取り組みを行う中小企業事業主に奨励金を支給
対象者	市内に本社を有する中小企業事業主 ※ 納期の到来している市税を完納していること ※ その他の要件など詳細は HP をご覧ください
補助金額	次のア～ウについて、取組実績があれば各項目 10 万円（各項目申請は 1 回のみ） ア. 柔軟な働き方支援 イ. 不妊治療と仕事の両立 ウ. 女性管理職の増 ※ 詳細は HP をご覧ください

■鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係 【お問合せ】 TEL: 099-216-1323

EC サイト導入等支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課ものづくり係 TEL:099-216-1323
概要	EC（電子商取引）サイト等の導入、リニューアルに係る費用を補助	
対象者	市内に事業所がある中小企業者やそのグループ、団体等 ※ グループや団体等は、市内に事業所がある中小企業者等の3者以上で構成され、その構成員の3分の2以上が市内の中小企業者等であること	
要件	(1) 補助対象事業（EC サイトの導入等）に対し、国や県、市が行う他の事業から補助金交付を受けていないこと (2) 令和8年2月28日までに完了（実績報告書の提出）すること	
対象経費	EC サイト・アプリケーションの導入、リニューアルに関する委託料等 ※ 独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限る ※ パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は対象外 ※ EC サイト等作成事業者は地場産業の振興のため原則として、市内の事業者 ※ 対象経費の支払先が、補助事業者等と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者若しくは補助事業者等の役員の属する企業又は補助事業者等の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等である場合は補助対象外	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：20万円	
申請期限	令和7年6月30日まで（選定により10件程度決定）	

「メイドインかごしま」支援事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課ものづくり係 TEL:099-216-1323
概要	中小企業者（製造業者）等の経営力強化、製品開発や販路拡大にかかる経費の一部を助成	
対象者	市税を滞納していない中小企業者（製造業者）等で、次のいずれにも該当する方 (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること ※ グループ等の場合、3者以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること (2) 補助金等交付決定日以降に応募する計画に着手し、当該年度の末日までにその事業が完了できる者であること (3) 本事業による補助金を3カ年度を超えて受けていないこと ※ 1年度内に支援を受けられるのは、「経営力強化事業」「新製品等支援事業」「販路拡大推進事業」の支援区分それぞれで1事業まで ※ 「生産性向上支援事業」は1事業者につき1回限り ※ 一部、補助対象者を製造業者に限らないものもあり	
対象事業・対象経費・補助率及び補助上限額等	詳細は HP をご覧ください	
申請期限	受付は先着順	

製造業アドバイザー派遣事業		鹿児島市産業局産業振興部 産業支援課ものづくり係 TEL:099-216-1323
概要	製造業者を対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓、ISO の取得やインボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣	
対象者	(1) 市内の製造業者 (2) 市内の製造業グループ（市内の2以上の製造業者等で構成され、構成員の3分の2以上が製造業者であるグループ） ※ 製造業者とは、中小企業支援法第2条に該当する中小企業者のうち、製造業または加工業を行う業者	
補助率及び補助上限額等	1企業につき年2回まで無料でアドバイザーを派遣 ※ 規定の限度額を超えるアドバイザーの派遣を希望する場合は超えた分を負担 ※ 1回の指導時間は3時間以内	



■鹿児島市環境局環境部環境政策課 【お問合せ】 TEL:099-216-1479

ゼロカーボン推進支援事業（太陽光）補助金		鹿児島市環境局環境部 環境政策課 TEL:099-216-1479
概要	太陽光発電システム等の導入に対して補助	
対象者	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置し所有する事業者で、実績報告書の提出日において市内に事業所・営業所を有し、市税を完納している事業者	
補助対象	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、付属品（接続箱等）、工事費 等	
補助上限額等	環境管理事業所でない事業所 1万5千円/kw（上限30万円） 環境管理事業所 3万円/kw（上限60万円）	
申請期限	令和8年3月31日 ※ 申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了 ※ 支所での申請や郵送での申請は不可	

ゼロカーボン推進支援事業（次世代自動車）補助金		鹿児島市環境局環境部 環境政策課 TEL:099-216-1479
概要	次世代自動車等の導入に対して補助	
対象者	使用の本拠を市内とする次世代自動車等を自らが使用する目的で導入する事業者で、交付申請の日に市内に事業所・営業所を有し、市税を完納している事業者	
補助対象	燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッドトラック・バス、クリーンディーゼルトラック・バス、V2H 充電設備（※） ※ 電気自動車と同時期に導入する場合に限る等の要件あり	
補助上限額等	燃料電池自動車 30万円/台（1事業者につき2台/年度） 電気自動車（普通・小型自動車） 10万円/台（1事業者につき2台/年度） 電気自動車（軽自動車） 5万円/台（1事業者につき2台/年度） ハイブリッドトラック・バス 10万円/台（1事業者につき4台/年度） クリーンディーゼルトラック・バス 5万円/台（1事業者につき4台/年度） V2H 充電設備 5万円/台（1事業者につき1台/年度）	
申請期限	令和8年3月31日 ※ 申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了 ※ 支所での申請は不可。ただし、郵送での申請は可能	

New

ゼロカーボン推進支援事業（省エネ）補助金		鹿児島市環境局環境部 環境政策課 TEL:099-216-1479
概要	省エネ設備等の導入に対して補助	
対象者	CO ₂ 排出量の可視化など、一定の要件を満たし、市内の建物に省エネ設備を導入する事業者で、市税を完納している事業者	
補助対象	LED 照明器具、空調設備、給湯器、断熱工事、工事費 等	
補助率及び補助上限額等	補助率 1/2 補助上限 100万円	
申請期限	令和8年3月31日 ※ 申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了 ※ 支所での申請や郵送での申請は不可	
備考	本補助金は、令和7年10月に申請受付を開始する予定 受付開始日等は、詳細が決まり次第市ホームページへ掲載予定 本補助金や、CO ₂ 排出量の可視化などに関するセミナーを令和7年7月に開催予定	

枕崎市

■枕崎市水産商工課商工振興係 【お問合せ】 TEL:0993-76-1667

特産品販路拡大支援事業



枕崎市水産商工課
商工振興係
TEL:0993-76-1667

概要	物産展等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費について補助
対象者	(1) 市内に本店又は主たる事業所を有している者又は市内の農業者 (2) 市税を滞納していない者
補助対象事業	物産展等とは、物産展、商談会、見本市、博覧会、催事等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの
補助対象経費	出展料、小間等装飾等、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費 ※ 消費税を除いた額が対象
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：30万円 ※ 上限額の30万円に達するまで複数回の申請可
申請受付期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
Check! 令和6年度実績	総額71万円補助 件数10件（製造業、小売業）

枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金



枕崎市水産商工課
商工振興係
TEL:0993-76-1667

概要	若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進するため、積極的に就労環境の改善に取り組む市内事業者に対し、補助金を交付
対象者	次のいずれにも該当する事業者 (1) 市内に本社及び事業所を有していること (2) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 (3) 令和2年4月1日以降に、就業時年齢満40歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること (4) 市税等の滞納がないこと
補助対象経費	(1) ハード事業（次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの） ・ 福利厚生施設の整備（従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） ・ 労働時間管理適正化システム等の整備（タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入等） ・ 職場環境改善のための設備導入（喫煙室の設置や分煙設備の導入） (2) ソフト事業 ・ 制服及び作業着の支給や貸与 ・ その他特に市長が適当と認める事業
補助率及び補助上限額	(1) ハード事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：100万円 (2) ソフト事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：20万円
Check! 令和6年度実績	総額645万円補助 ハード事業 件数7件 建設業、製造業、宿泊業、福祉介護施設、農業 ソフト事業 件数5件 建設業、製造業、宿泊業、福祉介護施設



阿久根市

■阿久根市商工観光課商工観光係 【お問合せ】 TEL:0996-73-1278

阿久根市物産品販路拡大等事業補助金		阿久根市商工観光課 商工観光係 TEL:0996-73-1278
概要	特産品などの販路拡大を目的として商談会や物産展など（以下「商談会等」という。）に出展する事業者などに対して補助金を交付	
対象者	次のいずれかに該当する事業者 (1) 市内の農林水産事業者または中小企業者 (2) 市内の農林水産事業者または中小企業者で組織する団体	
対象となる商談会など	次のいずれかに該当する商談会 (1) 販売をおこなわない商談会や物産展など（補助金の交付を受けようとする年度以前5年度間において、当該補助金の交付を受けようとする商談会等と同一の主催者によって定期的開催される商談会等に3回以上出展をしている場合の商談会等を除く。） (2) 県外で開催される販売をおこなう商談会等	
補助対象工事等	出展料（売りに係る販売手数料を除く。）、会場使用料、会場設営費、PR用試供品および消耗品費、備品借用費、電気工事費、給排水施設使用料、搬送経費、光熱水費、交通費および宿泊費、パンフレットなどの作成料、販売促進員雇上料	
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限 (1) 販売をおこなわない商談会等：25万円 (2) 県外で開催される販売をおこなう商談会等：14万円	

阿久根市商工業者事業拡大・拡充支援事業補助金		阿久根市商工観光課 商工観光係 TEL:0996-73-1278
概要	本市産業の振興を図るため、市内事業者が実施する新商品の開発や生産性向上のための機械導入などに係る経費に対し補助金を交付	
対象者	次の要件に全て該当する者 (1) 市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいること。 (2) 事業内容が公序良俗を害するものでないこと。 (3) 市税などを滞納していないこと。 (4) 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団もしくはこれらと密接な関係を有していないこと。	
新商品開発等事業	補助対象経費 加工料、施設使用料、パッケージその他のデザインの開発に要する経費、機械装置の購入または借上げに要する経費（50万円以内）、調査分析に要する経費、専門家その他知見を有する者の指導・助言に要する経費、リーフレット・チラシその他商品の紹介資料の作成に要する経費、マーケティング・調査に要する経費 補助率及び補助上限額等 補助率：2分の1以内 補助上限：50万円 ※ 補助金の額が同一年度内において限度額に達するまで複数回利用可能	
生産性向上事業	補助対象経費 1. 生産性の向上のうち労働生産性の向上が見込まれる場合 機械装置もしくはITツールの購入または借上げに要する経費、生産に関するシステムの構築に要する経費 補助率及び補助上限額等 補助率：2分の1以内 補助上限：100万円 ※ 1事業者1回限り 補助対象経費 2. 1のほか、生産性の向上が見込まれる場合 自動販売機（券売機を含む。）・商品陳列棚（冷蔵、冷凍のショーケースを含む。）・レジスターもしくはPOSレジの購入または借上げに要する経費、呼び出しシステム・オーダーシステムまたは配膳システムの構築に要する経費 補助率及び補助上限額等 補助率：2分の1以内 補助上限：50万円 ※ 1事業者1回限り	

霧島市

■霧島市商工観光部商工振興課 【お問合せ】 TEL:0995-64-0912

霧島市商工業資金利子補給補助金			霧島市商工観光部 商工振興課 TEL:0995-64-0912
概要	市内商工業者の育成及び商工業の振興、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して利子補給補助金を交付		
対象者	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員		
補助対象となる制度資金	商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金 (1) 鹿児島県制度資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫 (3) 商工貯蓄共済制度資金 ※ ただし、前項に掲げる資金制度のうち次に該当する資金は対象となりません。 (1) 借入期間1年未満の資金 (2) 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 (3) 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金 (4) 既に補助金の交付を受けた資金の借換えに相当する資金		
補助率及び補助上限額等	借入総額の1% (補助上限20万円)		
対象期間	毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けたものについて、商工会議所、商工会の定める期間に申請		

鹿屋市

■鹿屋市農林商工部商工振興課雇用推進係 【お問合せ】 TEL:0994-31-1164

New

鹿屋市奨学金返還支援補助金			鹿屋市農林商工部 商工振興課雇用推進係 TEL:0994-31-1164
概要	市内事業者の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、奨学金返還支援制度を設けて従業員の奨学金の返還を支援する市内事業者に対し、返還を支援した額の2分の1を補助		
対象となる事業者	(1) 市内に事業所を有すること (2) 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員に代理返還支援を行っていること (3) 市税の滞納がないこと (4) 雇用保険の適用対象となる事業を行う事業主であること ※ その他詳細については、お問合せください。		
対象従業員	(1) 正規雇用労働者であること (2) 奨学金返還支援制度に基づく支援を初めて受けた年度における年齢が30歳未満である者 (3) 返還支援期間において、市内に住所を有する者 (4) 補助金に係る奨学金について、当該奨学金の返還を延滞していない者 (5) 補助金に係る奨学金について、国、県その他地方公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのない者 (6) 事業者と同一生計でない者又は事業者の2親等以内の親族でない者		
補助対象経費	補助金の交付を受けようとする年度の前年度に返還を支援した額 ※ 令和7年4月1日以降に返還を支援した額		
補助対象期間	対象従業員1人につき、通算60か月		
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1 (1,000円未満切捨て) 補助上限額：30万円/年額		
申請受付開始	令和8年4月から ※ 前年度 (令和7年4月1日～令和8年3月31日) に奨学金の代理返還支援実績が必要です		



■鹿屋市農林商工部商工振興課商工振興係 【お問合せ】 TEL:0994-31-1164

鹿屋市中小企業資金保証料補助金		鹿屋市農林商工部 商工振興課商工振興係 TEL:0994-31-1164
概要	中小企業の創業や設備取得等の積極的な取組を支援するため、信用保証料の一部を市が補助	
対象となる事業者	(1) 市内に主たる事業所を有していること (2) 鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入していること (3) 市税を滞納していないこと	
補助対象経費	以下の融資を受けるにあたって一括で支払った信用保証料 (1) 資金用途が設備資金である全ての制度資金 (2) 創業支援資金 (3) 新事業チャレンジ資金 (4) 成長企業応援資金 (5) 事業承継対策資金 (6) 事業活動継続支援資金 ※ 信用保証料を分割で支払った場合は、対象となりません。	
補助対象期間	毎年1月1日から12月31日までに支払った信用保証料	
補助率及び補助上限額等	補助対象経費（信用保証料）×2分の1（上限：1年度あたり30万円） ※ 1,000円未満は切り捨てとなります。 <算出例1> 信用保証料354,200円×2分の1 = 177,100円 補助金額177,000円 <算出例2> 信用保証料885,500円×2分の1 = 442,750円 補助金額300,000円	
申請期間	前年に支払った信用保証料について、翌年1月5日から2月7日までに申請	

鹿屋市中小企業資金利子補給金		鹿屋市農林商工部 商工振興課商工振興係 TEL:0994-31-1164
概要	「鹿屋市中小企業資金利子補給金」の対象資金の融資を受けた事業者に対し、借入資金の利息の一部を補給 ※ 令和7年4月から、新たに厚生労働省の認定制度（えるぼし、くるみん、ユースエール）を取得している事業者が申請する場合、上限額を引上げ	
対象となる事業者	(1) 市内に主たる事業所を有していること (2) 鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入していること (3) 市税を滞納していないこと	
補助対象経費	以下の融資制度の借入資金に対する利息 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金は除く） ※ 支払義務の生じる利息のうち第1回目から第12回目までに支払った利息（国、県その他団体等から利息相当額の利子補給を受けており、実質的に利息の負担がないものは除く。） 但し、償還遅延による損害金等は含まない。	
補助対象期間	支払義務の生じる利息のうち第1回目から第12回目までに支払った利息	
補助率及び補助上限額等	対象経費に2分の1を乗じた額以内（1事業所当たり10万円まで※1年度更新） ※ 1,000円未満の端数がある場合は切り捨て ※ 厚生労働省の認定（えるぼし・くるみん・ユースエール）を受けている事業所は対象経費（1事業所当たり20万円まで※1年度更新）	
申請期間	第12回目の利息支払予定日から1月中に必要な書類を提出	

■鹿屋市農林商工部農政課かのや食・農商社推進室 【お問合せ】 TEL:0994-31-1180

鹿屋市商品開発支援事業補助金		鹿屋市農林商工部 農政課かのや食・農商社推進室 TEL:0994-31-1180
概要	市内で生産される農林水産物の付加価値を高め、消費者及び実需者が求める食品の商品開発及び品質向上に要する経費の一部を助成	
対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 (1) 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体 (2) 市内で生産される農林水産物を活用して食品の商品開発等に取り組んでいること (3) 市税の滞納がないこと (4) 指定の期日までに事前相談（※1）を受け、支援プログラム（※2）を受講すること (5) 過去に鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金及び本事業補助金の交付を受けていないこと （※1）事前相談とは、支援プログラムを受講する前に、商品開発等の計画について市と相談すること （※2）支援プログラムとは、市が計画する商品開発等に関する専門家による個別相談、セミナー等	
対象経費	原材料費、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、旅費、その他市長が特に必要と認める経費 ※ ただし、国、県その他公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのないもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：30万円以内	
申請期限	詳細はお問合せください	

鹿屋市特産品販売推進支援事業補助金		鹿屋市農林商工部 農政課かのや食・農商社推進室 TEL:0994-31-1180
概要	市内の事業者が、製造又は加工する食品の品質及び生産能力の向上による販路拡大に取り組むための機械導入に要する経費の一部を助成	
対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体 (2) 市内で食品の製造又は加工に取り組んでいること (3) 本市のふるさと納税返礼品取扱事業者であること（又は年度内に返礼品取扱事業者として登録申請を行う予定であること） (4) 事業を活用して導入した機械により製造、加工する食品について、本市のふるさと納税返礼品であること（又は年度内にふるさと納税返礼品として登録申請を行う予定であること） (5) 市税の滞納がないこと (6) 過去に本事業による補助金の交付を受けていないこと	
対象経費	市内で製造又は加工した食品の品質及び生産能力の向上に必要な機械の導入に要する経費 ※ ただし、国、県その他公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのないもの機械の購入に設置、運搬に係る経費については対象外	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：250万円以内	
申請期限	詳細はお問合せください	



南さつま市

■南さつま市産業おこし部商工水産課商工振興係 【お問合せ】 TEL:0993-76-1606

南さつま市空き店舗等活用事業補助金		南さつま市産業おこし部 商工水産課商工振興係 TEL:0993-76-1606
概要	市内の空き店舗等解消と地域経済の活性化のため、出店する新規事業者等や規模拡大を図ろうとする事業者に対し、補助金を交付	
対象者	(1) 1年以上営業を継続できる者 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (3) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれのない者 (4) 市税等を滞納していない者 (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがない者	
要件	(1) 空き店舗等を新たに賃借し出店するもの (2) 自己所有の空き店舗等を改装し出店するもの (3) 空き店舗等を取得し出店するもの ※ 市内から市内に営業所等を移転する場合は、対象外	
補助対象経費	店舗改装費（設備費を含む）、空き店舗等の賃借料（駐車場賃借料は含むが、敷金・礼金・共益費等の経費は除く）	
補助率及び補助上限額	(1) 改装費補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：50万円（1回限り） (2) 賃借料補助金 補助率：2分の1以内 補助上限額：月額3万円とし、補助対象期間は、事業開始日の属する月の翌月から連続して12ヵ月以内	

南さつま市販路拡大支援事業補助金		南さつま市産業おこし部 商工水産課商工振興係 TEL:0993-76-1606
概要	市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出展し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高30万円）を補助する制度 ※ 物産展は補助対象外	
対象者	中小企業者であって、市内に事業所を有し市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあっては1年以上市内に居住しており、市税を滞納していないこと	
要件	(1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること ※ ただし、常設の商談会等は除く (2) 補助対象者が単独で出展する商談会等であること (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと	
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用、旅費、什器類借上料、通訳翻訳費など	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：国内10万円、国外30万円 ※ 同一補助対象者に対する補助は、同一年度においてそれぞれ1回限り ※ 予算がなくなり次第、受付を締め切り	

出西市

■出西市商工観光部商工労政課商工労政係 【お問合せ】 TEL:0996-63-4040

出西市新規創業事業等支援補助金		出西市商工観光部 商工労政課商工労政係 TEL:0996-63-4040
概要	市内建築業者を利用して、新規創業・第二創業に要する店舗、事務所、工場等の整備を行う方に、対象経費の一部を補助	
対象者及び要件	(1) 市内において店舗等を開設又は改修して、新規に創業して事業を開始しようとしていること (2) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること (3) 市税を滞納していないこと (4) 店舗所有者の同意を得ていること (5) 2年以上営業を継続できる見込みがあること (6) 開業日から起算して1年以内に申請 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 ※ 同一店舗及び同一補助対象者につき1回限りとする	
対象店舗	フランチャイズチェーンに加盟する小売店舗（本市に本部があるものを除く）又は大規模小売店舗の内部にある店舗等ではないこと	
対象業種	製造業、情報通信業、卸売業、小売業、保険業、デザイン業、獣医業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、医療・福祉事業等のサービス 等	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の30% 補助上限額：上限60万円	

出西市新規創業者等家賃補助事業補助金		※ 二次元コードは 上記補助金と共通	出西市商工観光部 商工労政課商工労政係 TEL:0996-63-4040
概要	市内の空き店舗や空き家等を利用して創業をされた方に、2年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助		
対象者及び要件	(1) 市内において空き店舗等を直接その所有者から賃借して、新規創業事業等（新規創業・第二創業に限る）を開始していること (2) 本市の区域内において、他の店舗を廃業し、若しくは休業し、又は他の店舗を移転したものでないこと (3) 2年以上営業を継続できる見込みがあること (4) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること (5) 市税等を滞納していない者 (6) 市民生活の安全と平穏を阻害するおそれがないこと (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (8) 営業開始日から起算して1年以内に申請 ※ 毎月、前月分の実績報告が必要		
対象事業	製造業、情報通信業、卸売業、小売業、保険業、デザイン業、獣医業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、医療・福祉事業等のサービス 等		
補助金交付期間	補助金の交付決定をした月から2年間 1年目…対象物件に係る賃借料の2分の1に相当する額（月額5万円を上限） 2年目…対象物件に係る賃借料の4分の1に相当する額（月額2万5千円を上限）		



出水市地場産業販路拡大事業支援補助金



出水市商工観光部
商工労政課商工労政係
TEL:0996-63-4040

概要	地元農林水産品を活用した特産品、観光 PR 商品、工業製品など、市内で製造された製品を国内外で開催される展示会、見本市、商談会等の出展に要した費用の一部を助成
対象者	本市に主たる事業所を有し、市税の滞納等がない以下のいずれかに該当する方（法人又は個人） (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額2分の1を超える額を大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう）が有していないもの (2) 本市と立地協定を締結している事業者 (3) 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 (4) 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る） (5) 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る）
対象製品	市内で生産、製造された以下のいずれかに該当するもの (1) 市内で生産された農林水産品 (2) 主たる原材料が市内産であるもの (3) 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 (4) 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ (5) その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの
補助対象経費	出展（小間）料、展示装飾費、翻訳・通訳経費、出展物輸送費、旅費宿泊費、コンサルタント料、広告宣伝活動費、商品又はパッケージ開発費、その他市長が必要と認める経費等
補助対象事業	(1) 国内の販路拡大事業 製品等の宣伝広告を主な目的とし、2日間以上の期間連続して開催されるもの又は商談を主な目的とし、国内10社又は国外5社以上のメーカー等が参加するもの ※ 国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（本市の他の補助金の交付を受けているものを除く） (2) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 県外都市圏で開催される製品等の販売会で、製品等への講評を消費者から直接徴するもの ※ 国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（本市の他の補助金の交付を受けているものを除く） (3) 国外の販路拡大事業 具体的な商談又は市場調査を主な目的とし、現地2社以上のメーカー等が参加するもの
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1（販売を伴うものについては、3分の1）、補助上限額：50万円 ※ 申請回数は、市長が定める期間ごとに、通算で上限額に達するまで

いちき串木野市

■いちき串木野市水産商工課 【お問合せ】 TEL: 0996-33-5638

商工業者店舗リフォーム補助金



いちき串木野市
水産商工課
TEL:0996-33-5638

概要	市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付
対象業種	卸売業、小売業、飲食業、理容・美容業、教育・学習支援事業、保険業、医療・福祉事業など
補助対象経費	改装経費等（市内事業者が施工）
補助率及び 補助上限額	補助率：20万円以上の対象経費の半額 補助上限額：20万円
過去の実績	製造業、美容業、飲食業の事業者に各20万円補助

Check!

副業人材活用支援補助金



いちき串木野市
水産商工課
TEL:0996-33-5638

概要	市内事業者が副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題等を解決するための新たな取組を対象として補助金を交付
対象者	・市内に事業所を有する者 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた者
補助対象経費	(1) 副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料 (2) その他市長が必要と認めるもの
補助率及び 補助上限額	補助率：対象経費の半額 補助上限額：10万円
過去の実績	製造業、小売業で各9万9千円補助

Check!



新規創業等支援補助金

※ 3つの補助金事業の総称〈併用可能〉



いちき串木野市

水産商工課

TEL:0996-33-5638

概要	<p>(1) 空き店舗等活用促進事業補助金 市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付</p> <p>(2) 飲食店新規出店促進事業補助金 市内で飲食業の店舗を新築または空き店舗等を購入して新たに出店するのに対し、最大300万円の補助金を交付</p> <p>(3) 創業支援事業補助金 市内で創業するにあたり、創業に係る設備の購入経費、及び広報経費・外注経費の一部を対象として補助金を交付</p>																									
対象業種	<p>製造業、情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、専門サービス業、飲食業、教育、理容業・美容業、医療・福祉事業など</p> <p>※ (1)、(2)のみ適用</p>																									
対象者	<p>(1)、(3)共通…2年以上営業を継続する見込みのある者</p> <p>(2)のみ…5年以上営業を継続する見込みのある者</p> <p>(1)、(2)、(3)共通…いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた者</p> <p>※ 補助を受けるにあたり他に要件があるため、詳細については問い合わせが必要</p>																									
補助対象経費	<p>(1) 改装経費等（市内事業者が施工）、家賃等の補助</p> <p>(2) 店舗の新築に係る経費、空き店舗等の店舗部分の購入及び改装に係る経費</p> <p>(3) 創業に係る設備購入経費、広報経費、外注経費（原則、市内事業者から購入・発注）</p>																									
補助率及び補助上限額	<p>(1) 空き店舗等活用促進事業補助金</p> <p>① 改装経費等 補助率：対象経費の半額 補助上限額：20万円</p> <p>※ ただし、いちき串木野市創業支援等事業計画に基づく証明を受けた者は上限額を30万円とする。</p> <p>② 家賃等の補助 補助率：1～6ヵ月目…対象経費の全額、7～24ヵ月目…対象経費の半額 補助上限額：1～6ヵ月目…2万円、7～24ヵ月目…1万円</p> <p>(2) 飲食店新規出店促進事業補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> <th style="text-align: center;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">① 店舗の新築</td> <td style="text-align: center;">市内事業者施工</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市外事業者施工</td> <td style="text-align: center;">3分の1</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">② 空き店舗等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">購入</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改築</td> <td style="text-align: center;">市内事業者施工</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市外事業者施工</td> <td style="text-align: center;">3分の1</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 創業支援事業補助金</p> <p>① 創業に係る設備購入経費…補助率：対象経費の半額、補助上限額：20万円</p> <p>※ ただし、いちき串木野市創業支援等事業計画に基づく証明を受けた者は上限額を30万円とする。</p> <p>② 広報・外注経費…補助率：対象経費の半額、補助上限額：10万円</p>			区分	内容	補助率	上限額	① 店舗の新築	市内事業者施工	2分の1	300万円	市外事業者施工	3分の1	200万円	② 空き店舗等	購入		2分の1	100万円	改築	市内事業者施工	2分の1	200万円	市外事業者施工	3分の1	100万円
区分	内容	補助率	上限額																							
① 店舗の新築	市内事業者施工	2分の1	300万円																							
	市外事業者施工	3分の1	200万円																							
② 空き店舗等	購入		2分の1	100万円																						
	改築	市内事業者施工	2分の1	200万円																						
		市外事業者施工	3分の1	100万円																						
過去の実績	<p>(1) 改装経費の補助：飲食業、サービス業、小売業、製造業 家賃の補助：福祉業、飲食業、保険不動産業、サービス業、小売業、製造業</p> <p>(2) 飲食業者3件にそれぞれ約200万円の補助</p> <p>(3) 美容業、サービス業、生活関連サービス業、飲食業、小売業、保険・不動産業、製造業、教育・学習支援業の事業者に補助</p>																									

Check!

薩摩川内市

■薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課経済グループ 【お問合せ】 TEL:0996-23-5111

店舗改装費補助金			薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	市内で生産・販売を行っている中小企業者が、店舗・事業所・工場・倉庫などを改修した場合その経費の一部を補助		
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で生産・販売を行っている中小企業者であること (2) 改装工事を行う店舗等の使用者であること (3) 市税等の滞納がないこと		
補助対象経費	店舗・事務所・工場・倉庫等の改装工事費 ※ 改装工事費が20万円以上となること（消費税等を含む） ※ 3年以上営業している店舗・事務所等を対象とする ※ 新規創業や移転等に係る改修費用は、対象としない ※ 工事の施工業者は薩摩川内市建設工事等入札参加資格等を有する市内の事業者に限る		
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：20万円（1事業者1店舗等、1回限り）		
申請期限	改修工事の着手前（工事後の実績報告の最終期限は令和8年3月13日）		

中小企業元気づくり補助金			薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	市内で事業を営んでいる中小企業者の社員研修・製品宣伝活動・知的財産権申請・資格取得に係る経費の一部を補助		
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、市内において6ヵ月以上継続して生産・開発を行っている事業者であること (2) 国・県の補助制度を利用していないこと (3) 市税等の滞納がないこと		
補助対象経費	(1) 社員研修費：ポリテクカレッジ川内、鹿児島職業能力開発促進センター、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に係る経費（旅費・研修負担金） (2) 製品宣伝活動費：見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成に係る経費（販売を伴うものは除く） (3) 知的財産権申請費：特許・実用新案・意匠・商標など知的財産権に関する申請に係る経費 (4) 資格取得費：国家資格取得に要する受験手数料及び登録免許税 ※ いずれも申請者が支払ったものに限る		
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て） 補助上限額： (1) 社員研修費10万円 (2) 製品宣伝活動費30万円 (3) 知的財産権申請費40万円 (4) 資格取得費10万円 ※ いずれも1事業者・1年度当たりの限度額		
申請期限	上記の活動終了後3ヵ月以内、または令和8年3月31日のいずれか早い日		



退職金共済制度加入促進補助金			薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	市内に事業所を有する中小企業が従業員を退職金共済制度に加入させた際に係る掛金の一部を補助		
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業退職金共済制度に加入していること (2) 特定退職金共済制度に加入していること ※ 上記制度に新たに従業員を加入させた事業者が対象となる		
補助率等及び補助上限額	(1) 本土地域 新たに制度加入した従業員の掛金6ヵ月分の額の100分の30 (2) 甌島地域 新たに制度加入した従業員の掛金6ヵ月分の額の100分の100 ※ 従業員一人あたりの掛金の上限は、本土地域・甌島地域いずれも月額5,000円		
申請期限	加入期間が6ヵ月を経過した後3ヵ月以内		

創業・チャレンジ支援補助金			薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	新たに起業する方、事業の拡大や事業承継を希望する中小企業者向けに融資資金の利子および保証料の一部を補助		
対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会から推薦された者で、市税等の滞納がなく、以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること (2) 商店街全体の振興のために運営されている組合であること (3) 新たに事業を行うもの		
補助の対象となる資金	(1) 鹿児島県融資制度：創業支援資金、新分野開拓等支援資金、事業承継対策資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援資金、新規開業・スタートアップ支援資金、生活衛生新企業育成資金、生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金		
補助対象経費及び補助上限額	融資契約1件につき 利子：1～12回までに支払った額（上限10万円） 保証料：1回目に支払った額（上限20万円）		
申請期限	川内商工会議所または薩摩川内市商工会にご相談ください		

中心市街地出店支援補助金			薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	中心市街地の空き店舗で開業する事業者に対し店舗の整備に係る経費の一部を補助		
対象者	以下の要件を全て満たす中小企業や個人事業主、団体 (1) 中心市街地内に所在する空き店舗（申請時点において継続して3ヵ月以上使用されていない店舗等で、道路に面している店舗に限る）を改修して新規出店すること (2) 申請する日の属する年度の3月31日までに店舗等の利用を開始すること (3) 午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ1月あたりの営業日数が20日以上であること (4) 2年以上の継続的な事業活動を計画していること (5) その他の補助制度を活用していないこと (6) 市税等の滞納がないこと		
補助対象経費	新規出店に伴う空き店舗の整備に必要な以下の経費 (1) 内外装費（建物内部の床・壁・天井・建具、外壁に係る工事） (2) 空調・照明設備費（空調設備や照明設備に係る工事） (3) 水回り改装費（台所・トイレ・手洗い場に係る工事）		
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1事業者につき50万円（1回限り）		
申請期限	令和7年12月12日		

地域経済にぎわい創出支援事業補助金		薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課経済グループ TEL:0996-23-5111
概要	商工団体等が実施する集客力や売上、経営力の向上に資する取組に対し経費の一部を補助	
対象者	以下の要件を全て満たしている団体 (1) 市内に活動拠点を有すること。 (2) 構成員が5者以上で、かつ、その過半数が商工業者であること。 (3) 市内商工業者が構成員に含まれていること。 (4) 定款や規約などを定めている団体であること。	
補助対象事業	団体が自ら企画し、実施する、集客力や売上、経営力の向上に資する自主的な取り組み	
補助対象経費	(1) 報償費（団体から直接支払う講師謝金など） (2) 旅費（先進地視察の旅費など） (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷費） (4) 役務費（広告費、郵便料、手数料） (5) 委託料（外注費） (6) 使用量及び賃借料（物品のリース代など） (7) 負担金（他団体が主催する研修会の参加費など） (8) その他（対象事業を実施するために必要と認められるその他経費）	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1団体につき20万円（1団体につき1年度当たり1回限り） ※ 補助を受けた年度の翌年度は補助を受けられない	
申請期限	令和7年12月22日	

■薩摩川内市経済シティセールス部産業戦略課産業グループ 【お問合せ】 TEL:0996-23-5111

Renewal

創業支援事業補助金		薩摩川内市経済シティセールス部 産業戦略課産業グループ TEL:0996-23-5111
概要	市内で創業を志す者等が創業しやすい環境を整備するため、創業に係る経費の一部を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が、新たに開業届を提出し、又は会社を新たに設立し市内で事業を開始する者 (2) 上記によって創業したもので、創業後間もない（創業2年未満）市内事業者 ※ 開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること	
補助対象経費	設立登記費用、店舗・事務所等改装経費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費	
補助率及び補助金額等	(1) 特定創業支援事業（薩摩川内市創業スクール）に参加し、本市からの証明書の発行を受けた者で、会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【一般型】補助率：3分の2、補助上限：75万円 【東部エリア等型】補助率：3分の2、補助上限：125万円 (2) 特定創業支援事業に参加し、本市からの証明書の発行を受けた者で、個人開業又は企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【一般型】補助率：3分の2、補助上限：50万円 【東部エリア等型】補助率：3分の2、補助上限：100万円 (3) 会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【一般型】補助率：2分の1、補助上限：50万円 【東部エリア等型】補助率：2分の1、補助上限：75万円 (4) 個人開業又は企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【一般型】補助率：2分の1、補助上限：30万円 【東部エリア等型】補助率：2分の1、補助上限：55万円	
申請期限	令和7年9月5日（第2回締切）、10月24日（第3回締切）	
令和6年度実績	補助件数：12件 主な補助対象事業者の業種：まつ毛エクステサロン、ネイルサロン、養蜂業、飲食業、フィットネスジム、フォトスタジオ等	

Check!



■薩摩川内市経済シティセールス部産業人材確保・移住定住戦略室 【お問合せ】 TEL:0996-23-5111

求人活動広告支援事業補助金		 薩摩川内市経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室 TEL:0996-23-5111
概要	中小企業者等の人材確保と新卒者、UI ターン希望者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業者等が人材確保や求人活動に係る経費の一部を補助するもの。	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるもの法人又は団体 (2) 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること (3) 市税等の滞納がないこと	
補助対象経費	採用活動計画に基づいて実施される以下の経費 (1) 求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代 (2) 求人情報を充実させるためのホームページ作成または改修に係る経費 (3) 求人に係る広告掲載活動 ※ ただし、外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：50万円（同一年度1回限り。連続した年度での補助は不可）	
申請期限	令和8年1月31日	

合同企業説明会出展補助金		 薩摩川内市経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室 TEL:0996-23-5111
概要	中小企業者等の人材確保と新卒者、UI ターン希望者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業者等が合同企業説明会等に出展する際に係る経費の一部を補助するもの。	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるもの法人又は団体 (2) 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること (3) 市税等の滞納がないこと	
補助対象経費	採用活動計画に基づいて実施される以下の経費 (1) 企業説明会、就職相談会等の出展料 (2) 企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース（購入は除く）自社 PR のための装飾物の作成に係る費用 ※ ただし、外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：50万円（同一年度1回限り）	
申請期限	令和8年1月31日	

指宿市

■指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係 【お問合せ】 0993-22-2111 (内線2147)

指宿市特産品販路拡大支援事業補助金		指宿市産業振興部 商工水産課商工運輸係 TEL:0993-22-2111 (内線 2147)
概要	農林水産物、加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、本市経済の活性化、雇用の継続等を図ることを目的に、特産品を製造又は販売する事業者が、商談会等へ出展し、又はオンライン商談会へ参加するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付	
交付対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税の滞納がない者	
補助対象事業	国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催、共済又は後援する商談会等	
補助対象経費	出展料、参加料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：以下のとおり 【県内】(1) 商談会等に3日以上連続の出展（本市を除く）…1万円 【県外】(2) 商談会等に2日以上連続で出展…5万円以内 (3) 市が主催又は出展する商談会等に出展…5万円以内 (4) 市が指定する商談会等に出展…予算の範囲内で市長が別に定める 【国外】(5) 商談会等に1日以上出展…10万円以内 【オンライン商談会】 (6) インターネット回線等を活用して行う非対面型の商談会に参加…1万円以内 ※ その他諸条件有り（補助回数等）	
対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ 予算に達し次第終了	

肝付町

■肝付町林務水産商工課 【お問合せ】 TEL:0994-67-2116

肝付町商工業振興資金利子補給補助金		肝付町 林務水産商工課 TEL:0994-67-2116
概要	商工業の育成及び振興を図ることを目的として、町内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付	
対象者	(1) 町内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、肝付町商工会に加入していること (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと (3) 町税等の滞納がないこと	
補助の対象となる資金	補助金は単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付するものとし、上半期（1月1日から6月30日）と下半期（7月1日から12月31日）に分けて交付するものとする 次の各号に掲げる制度資金とし、借換えに相当する借入額は対象としない (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済融資制度資金	
助成率及び助成上限額等	補助率は、融資を受けた金額の2.0%以内とし、一事業者への補助額は、30万円を限度とする。なお、補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする	



始良市

■始良市企画部商工観光課企業商工係 【お問合せ】 TEL:0995-66-3145

始良市中小企業者空き店舗等家賃補助金			始良市企画部 商工観光課企業商工係 TEL:0995-66-3145
概要	始良市では、空き店舗等を賃借して事業を開始しようとする事業者に賃借料の一部を補助しています。		
対象業種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業 ※ 詳細は始良市 HP を参照		
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市内にある1か月以上継続して空いている空き店舗等を活用すること。 ○ 市町村税の滞納がないこと。 ○ 始良市商工会の会員であること。 ○ 過去に当補助金の交付を受けていないこと。 ○ 当該事業が現に本市内で営業している店舗を移転して行うものでないこと。 ○ 1日3時間以上、かつ、週5日以上営業すること。 ○ 当該事業を開始する日から起算して1年以上継続することができる見込みがあること。 ○ 事業開始後6か月以内に申請すること。 		
補助率及び補助上限額等	月々の店舗家賃の3分の2以内（月額6万円が上限） ※ 1,000円未満は切り捨てとなります。		

曾於市

■曾於市商工観光課 【お問合せ】 TEL:0986-76-8282

店舗新築・改築補助金			曾於市 商工観光課 TEL:0986-76-8282
概要	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助を受けようとする改修工事について、本市およびその他の制度による助成を受けていないこと (2) 市税等を滞納していないこと (3) 新築・改築工事後3年間は、店舗の転売や処分を行わないこと (4) 今までにこの補助を受けていないこと 		
要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗 (2) 店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ (3) 使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗 		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に主たる事業所を有し、かつ、本市が認める改修工事の資格を有する業者が行う20万円以上の工事 (2) 補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事 (3) 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事 (4) 耐震性を確保するための工事等 ※ 土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は対象外 ※ 工事着手後の申請は対象外 		
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の30%以内（1,000円未満の端数は切り捨て） 補助上限額：50万円 ※ 補助金の申請は1回限り、予算に到達した時点で終了		
過去の実績	令和6年度 総額4,652,000円（12件うち新築2件）		

Check!

志布志市

■志布志市みなと振興課みなと振興グループ 【お問合せ】 TEL:099-472-1111

【志布志港湾振興協議会】 志布志港食品輸出小口貨物助成事業			志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円（2030年までに）に設定（令和2年3月31日）したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用し、小口の食品貨物をドライ、リーファー又はCAコンテナにて輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成		
対象者	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業 (2) 船荷証券（B/L）の出しの荷主企業		
要件	(1) 志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ（ドライ貨物、リーファー及びCA）貨物 (2) 通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物 (3) 小口貨物及び複数企業によるコンテナ混載の食品貨物（LCL貨物）		
助成額	【助成額】 ドライ貨物 1万円×RT 冷凍貨物 2万円×RT 【1コンテナ当たりの助成限度額】 ドライ貨物 3万円/1荷主 冷凍貨物 6万円/1荷主 【年間助成金限度額】 ドライ貨物 30万円/1荷主 冷凍貨物 60万円/1荷主		

輸出促進支援事業			志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への出席（オンラインによる海外展示会・商談会含む）等に要する費用の一部を助成		
対象者	(1) 市内に事業所を有していること (2) 本市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと		
対象経費	出展や視察、商談会等にかかる経費		
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：1回の補助限度額は20万円 ※ 1回につき補助を受けることができるのは1事業所1名		

【志布志港湾振興協議会】 志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金			志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄港している外貿定期コンテナ船を利用して、食品・農林水産品（原木を除く）を輸出される方に、助成金を交付		
条件	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業（個人経営含む） (2) 船荷証券（B/L）の出し荷主であること (3) 輸出する貨物が食品・農林水産品（原木を除く）であること (4) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること		
助成金額	補助金額：コンテナの種類に関わらず、1本につき3万円 補助上限額：一荷主に対して年間（7月～翌6月末日）75万円		



国際コンテナターミナル利用促進事業		志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して、コンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して、予算の範囲内で助成金を交付	
助成対象者・対象貨物	(1) 日本国内に事業所を有し、一年以上事業活動を継続している企業（個人経営者を含む） (2) 輸入については、船荷証券の受荷主、輸出については、船荷証券の出荷主 (3) 輸出入コンテナ貨物のうち、新規（始めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外、以前に志布志港を活用したもの）の実入りコンテナ貨物の輸出入にかかる費用	
助成対象期間	当該年1月1日から当該年12月31日までの1年間	
助成金の額	【新規利用】 助成額 ・新規事業者の全取扱量に対して助成（1TEUにつき） 輸出貨物…10,000円 輸入貨物…5,000円 摘要 ・一荷主あたりの助成上限額 輸出…200万円 輸入…100万円 【継続利用】 助成額 ・継続事業者の全取扱量に対して助成 輸出貨物…2,000円 輸入貨物…1,000円 摘要 ・一荷主あたりの助成上限額 輸出…300万円 輸入…200万円	

志布志港新規航路開設助成金		志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港の新規航路開設や既存航路の再編又は増便を行った運航船社に対し、予算の範囲内で寄港助成の交付	
対象者	(1) 志布志港と外国諸港湾を結ぶ新規航路開設、もしくは既設航路の再編又は増便を行い、寄港回数を増やした運行船社とする (2) 1運航船社1回限りの申請とする	
対象経費	基準日以降に増加した志布志港への週当たりの寄港1回に係る経費	
補助率及び補助上限額等	【新規航路開設】 (1) 助成額単価 14万円/1寄港 (2) 年間助成金限度額 728万円/年・運航船社 【既設航路の再編又は増便】 (1) 助成額単価 7万円/1寄港 ※ ただし、増便分としての志布志港への寄港を助成対象とする (2) 年間助成金限度額 364万円/年・運航船社 ※ 予算上限額に達した場合は、この限りではない	

志布志港冷凍コンセント使用料助成金		志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路を利用する際のコンテナ用リーファーコンセントの使用料（鹿児島県の請求）に対し、使用料の一部を予算の範囲内で助成	
対象者	(1) 国内に事業所を有しているもの (2) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセントを使用したもの	
補助率	鹿児島県が請求するコンテナ用リーファーコンセント使用料の3分の1 ※ 使用料の3分の1の金額が1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額 ※ 申請額の累計が予算額に到達した時点で助成金交付申請書の受付を終了	

志布志港冷凍・冷蔵用コンテナ調達支援助成金  志布志市みなと振興課 みなと振興グループ TEL:099-472-1111	
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路において輸出を行う運航船社等に対し、他港から志布志港への冷凍・冷蔵用の空コンテナの回送費の一部を予算の範囲内で助成
対象者	(1) 日本国内に事業所を有しているもの (2) 当該年の1月1日から12月31日の期間内に、国際コンテナターミナルを利用し輸出を行うために、他港から志布志港へ冷凍・冷蔵用の空コンテナを回送したもの
対象経費	他港から志布志港への冷凍・冷蔵用の空コンテナの回送費に係る費用
補助率及び補助上限額等	(1) 助成額単価 20,000円 / 冷凍・冷蔵用の空コンテナ1本 (2) 年間助成金限度額 480,000円 / 年・1運航船社等 ※ 予算上限額に達した場合は、この限りではない

■志布志市シティセールス課セールスグループ 【お問合せ】 TEL:099-472-1111

チャレンジ補助金  志布志市シティセールス課 セールスグループ TEL:099-472-1111	
概要	市内商工業者の売上向上に資する新商品・新サービスの提供、販路拡大につながる取組並びに事業再構築などの新たな取組を支援
対象者	以下の要件のすべてを満たす中小企業者 (1) 市内で恒常的な事業所等を設置し、商工業を営んでいること (2) 個人にあっては、市内に住所を有していること 法人にあっては、法人登記において市内に本店所在地を有すること (3) 市税の滞納がないこと (4) 過去5年以内に市から次のいずれの補助金の交付も受けていないこと ア 創業及び開業に係る補助金 イ 店舗リフォーム助成事業補助金及びそれに類する補助金 ウ 小規模事業承継者支援対策事業補助金 (5) 志布志市商工会が実施する経営相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして、推薦を得ていること (6) 新商品及び新サービスの提供や販路拡大につながる取組又は事業・業種の転換及び事業再編等の事業再構築の取組を行うもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく許可又は届出を要する事業でないこと（ただし、同法第2条第1項第1号に該当するものを除く） (8) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと
対象経費	当該年度内の3月1日までに要した経費で、次の各号に掲げる経費 ※ ただし、対象経費の合計が20万円未満の場合は補助しない (1) 事業所等の改修費 (2) 設備及び備品購入費（備品は1点10万円以上のもの） (3) 広報費 (4) 成分分析及び検査費用
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の3分の2以内 補助金上限額：50万円 ※ 1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額



志布志市開業支援事業補助金



志布志市シティセールス課
セールスグループ
TEL:099-472-1111

概要	市内商工業振興を図るため、市内で新たに恒常的な事業所等を設置し開業する方又は既存の事業所を承継し開業する方（承継の場合は個人事業主に限る）を支援																																									
対象者	<p>以下のすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 既に事業を営んでいる者については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること</p> <p>(2) 市税等の滞納がないこと</p> <p>(3) 個人事業者は市内に住所を有していること</p> <p>(4) 過去5年以内に市の創業及び開業に係る補助金及び小規模事業承継者支援対策事業補助金の交付を受けていないこと</p> <p>(5) 志布志市商工会が実施する開業に係る経営相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること</p> <p>(6) 志布志市商工会もしくは、他の市町村商工会が創業支援事業計画に基づき実施する創業支援セミナー等を受講していること ※ 申請後の受講も可</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく許可又は届出を要する事業でないこと（ただし、同法第2条第1項第1号に該当するものを除く）</p> <p>(8) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと</p> <p>(9) その他市長が適当でないと認める事業でないこと</p> <p>(10) 日本標準産業分類の中で以下の表に定める業種であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記号</th> <th style="text-align: center;">大分類</th> <th style="text-align: center;">左記の内、対象となる中分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>建設業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E</td> <td>製造業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">G</td> <td>情報通信業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H</td> <td>運輸業、郵便業</td> <td style="text-align: center;">運輸業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I</td> <td>卸売業、小売業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">K</td> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">L</td> <td>学術研究、専門・技術サービス業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M</td> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td>生活関連サービス業、娯楽業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">O</td> <td>教育、学習支援業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>医療、福祉業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R</td> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">すべて</td> </tr> </tbody> </table>			記号	大分類	左記の内、対象となる中分類	D	建設業	すべて	E	製造業	すべて	G	情報通信業	すべて	H	運輸業、郵便業	運輸業	I	卸売業、小売業	すべて	K	不動産業、物品賃貸業	すべて	L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて	M	宿泊業、飲食サービス業	すべて	N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて	O	教育、学習支援業	すべて	P	医療、福祉業	すべて	R	サービス業	すべて
記号	大分類	左記の内、対象となる中分類																																								
D	建設業	すべて																																								
E	製造業	すべて																																								
G	情報通信業	すべて																																								
H	運輸業、郵便業	運輸業																																								
I	卸売業、小売業	すべて																																								
K	不動産業、物品賃貸業	すべて																																								
L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて																																								
M	宿泊業、飲食サービス業	すべて																																								
N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて																																								
O	教育、学習支援業	すべて																																								
P	医療、福祉業	すべて																																								
R	サービス業	すべて																																								
対象経費	<p>当該年度の3月1日までに支払った開業に係る以下の経費</p> <p>(1) 開業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費</p> <p>(2) 改修費</p> <p>(3) 設備費及び備品購入費（備品は1点10万円以上のもの）</p> <p>(4) 広報費</p>																																									
補助率及び補助上限額等	<p>補助率：対象経費の3分の2以内</p> <p>補助金上限額：100万円</p> <p>補助金の返還：開業後3年以内に、自己の都合によって事業所等を移設したとき又は廃業したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消す場合あり</p>																																									

日置市



※共通ページ

■日置市総務企画部商工観光課商工業係 【お問合せ】 TEL:099-248-9409

日置市商工業制度資金利子補給補助金

日置市総務企画部
商工観光課商工業係
TEL:099-248-9409

概要	商工業者の経営の安定を図るため、設備投資及び運転に係る制度資金の借入者に対して利子を補助する
対象者	(1) 市内に本店又は主たる事務所を有する商工業者 (2) 上記に掲げる商工業者以外で、市内に営業所、支店、従たる事務所、工場等を有し、かつ日置市商工会に加入している商工業者 (3) 補助対象資金について、他の補助金等の交付を受けていないこと
補助の対象となる資金	商工会を通じて借り入れた次の制度資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金を除く。）
補助率及び補助対象借入限度額	(1) 設備投資 補助率：借入額の2%以内（上限：融資利率）、借入限度額：2,500万円 (2) 運転資金 借入額の1.5%以内（上限：融資利率）、借入限度額：2,000万円

日置市商工業制度資金等信用保証料補助金

日置市総務企画部
商工観光課商工業係
TEL:099-248-9409

概要	商工業者の経営の安定化及び事業の振興を図るため、鹿児島県中小企業制度資金の融資を受ける際に負担した保証料を補助する
対象者	(1) 市内に事業所を有し、かつ、日置市商工会に加入する者 (2) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の定めるところにより鹿児島県信用保証協会の保証を付して中小企業制度資金の融資を受けた者
対象経費	中小企業制度資金の融資（借換えのための融資を除く。）を受ける際に負担した保証料（用地の取得及び居住に要する費用に係るものを除く。）
補助額	補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間に受けた中小企業制度資金の融資に対する対象経費に4分の1を乗じて得た額（上限額25万円）

日置市新規創業者スタートアップ支援事業費補助金

日置市総務企画部
商工観光課商工業係
TEL:099-248-9409

概要	産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内で創業しようとする事業者を支援
対象者	創業者のうち、申請年度内に市内において鹿児島県信用保証協会による保証の対象となる業種に係る事業について創業を行なおうとする者で、次のいずれの要件にも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号に規定する中小企業者 (2) 創業後において日置市商工会に加入すること (3) 創業後2年以上事業の継続ができること (4) 市税その他市の徴収金に滞納がないこと (5) 本補助金の交付を受けたことのないこと (6) 当該事業が他の創業支援制度に基づく補助金等の交付を受けていないこと (7) その他、市長が必要と認める要件
対象経費	店舗等改装費、附帯整備費、宣伝広告費、設立登記に係る経費
補助率及び補助上限額等	(1) 日置市商工会が実施する認定連携創業支援等事業により支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の証明を受けた者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額50万円）以内 (2) 上記(1)以外の者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額30万円）以内
申請期限	創業予定日の30日前まで（実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日まで）



日置市商品開発支援事業費補助金		日置市総務企画部 商工観光課商工企業係 TEL:099-248-9409
概要	本市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、本市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付	
対象者	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体）で、以下の要件を全て満たすもの (1) 市内に工場、店舗、事務所等を有すること (2) 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること (3) 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (4) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象事業	(1) 新たな商品を開発し、商品化する事業 (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業 ※「商品」とは、市内で生産、製造又は市内で生産された原材料を使用して加工された産品	
対象経費	原材料、部品等の購入に要する経費、機械等の借上げに要する経費、加工等の外注に要する経費、外部専門家による指導に要する経費、調査分析等に要する経費、商品のデザイン制作に要する経費、広告宣伝に要する経費、知的財産登録に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 ※ 補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は補助対象としない	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額 補助上限額：20万円 ※ 補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額	
Check! 過去の実績	令和4年度 交付件数4件、補助金額761,000円 令和5年度 交付件数3件、補助金額435,000円 令和6年度 交付件数4件、補助金額737,000円	

日置市商談会等出展支援事業費補助金		日置市総務企画部 商工観光課商工企業係 TEL:099-248-9409
概要	商談会等において特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、商談会等に出展した事業者に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 市内に工場、事務所又は店舗を有すること (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象経費	商談会、物産展、展示会、見本市その他販路拡大及び新規需要開拓を目的として、製品、技術及び特産品を来場者に対して展示し、又は商談を行う催し（インターネット等を活用して対面しないで行うオンライン商談会等を含む）に係る次の経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く） (1) 小間料又は参加料 (2) 会場における設営に要する経費及び備品の借用に要する経費 (3) 企業情報、商品情報等の登録及び出展情報の告知に要する経費 (4) 旅費（ただし、鹿児島県内（離島を除く）における宿泊に係る経費を除く） (5) 特産品等の運搬に要する経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額 補助上限額：5万円 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額 ※ 補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度	
Check! 過去の実績	令和6年度 交付件数3件、補助額150,000円	

垂水市

■垂水市水産商工観光課 【お問合せ】 TEL:0994-32-1111

垂水市小売業等開業支援事業



垂水市
水産商工観光課
TEL:0994-32-1111

概要	商工業の推進及び商店街の活性化を図るため、市内で小売業等を開業しようとする小規模企業者に対して、開業資金を補助
対象者及び要件	市内で新たに小売業等の事業所等を設置し開業する小規模企業者が対象（小売業等とは、小売業・宿泊業・飲食店・生活関連サービス業のことをいう。風営法に関する業種は除く） (1) 市税に滞納がないこと (2) 個人の場合は市内に住所を有しているか、法人の場合は市内に本店所在地として登記していること (3) 3年以上営業を継続できる見込みがあること（途中廃業は返金） (4) 垂水市商工会から経営指導を受け推薦を受けること
補助対象経費	事業所等の新設・改修費、設備購入費、広報費 (そのうち当該事業費の2分の1以上を市内事業者がおこなうこと)
補助率及び補助上限額等	対象経費の4分の3（上限75万円）
過去の実績	3件（小売業、飲食サービス業等、2,249,000円）

Check!

垂水市小売業等店舗整備支援事業

※二次元コードは
上記補助金と共通

垂水市
水産商工観光課
TEL:0994-32-1111

概要	商工業の推進及び商店街の活性化を図るため、市内で小売業等を営んでいる小規模企業者が、事業の継続や新たな集客につなげられるよう、店舗改修費等を補助
対象者及び要件	(1) 市内で小売業等の事業所等を開業している小規模企業者が対象（小売業等とは、小売業・宿泊業・飲食店・生活関連サービス業のことをいう。風営法に関する業種は除く） (2) 市税に滞納がなく、ほかの補助金を受けていない事業者
補助対象経費	事業所等の改修費（災害等による修繕は除く）、設備購入費 (そのうち当該事業費の2分の1以上を市内事業者がおこなうこと)
補助率及び補助上限額等	対象経費の2分の1（上限50万円）
過去の実績	9件（小売業、飲食サービス業等、3,820,000円）

Check!



伊佐市

■伊佐市企画政策課 【お問合せ】 TEL:0995-23-1311

伊佐市産業活性化事業補助金



伊佐市
企画政策課
TEL:0995-23-1311

概要	本市の地域産業の振興を図るため、起業、継業、空き店舗を活用した事業、又は6次産業化に取り組む者に対し補助金を交付する。	
対象者	<p>市内で事業を行う者であって、以下のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 起業者、継業者、空き店舗活用事業者又は認定農業者 (2) 伊佐市商工会の会員又は第12条に規定する実績報告書の提出日までに会員となる見込みがある者 (3) 伊佐市が主催する創業セミナーを受講した者（6次産業化支援補助金を除く。） (4) 事業に必要な許認可等を取得している者又は第12条に規定する実績報告書の提出日までに取得する見込みのある者 (5) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に第12条に規定する実績報告書及びその添付書類を提出し報告書類の審査及び完成検査を受けることができる見込みのある者 (6) 市内に住所を有し、居住する者又は市内に事業所を有する法人の代表者（第12条に規定する実績報告書の提出日までに移住する者又は立地する法人の代表者を含む） (7) 伊佐市企業立地等促進条例に定める伊佐市企業立地等促進補助金の交付を受けない者 (8) 市区町村税の滞納がない者 (9) フランチャイズチェーン等に加盟していない者 (10) 補助金の交付を受けた日から3月以内に事業を開始できる見込みのある者 (11) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者 (12) 事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者 (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者 (14) 過去にこの告示による改正前の伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱の規定に基づく補助を受けていない者 	
要件	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費の合計額が150万円を超えること (2) 施設整備費、設備導入費に関する見積書他書類審査及び審査員による面談 (3) その他要件あり 	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 情報通信業の一部（情報サービス業、インターネット付随サービス業） ・ 運輸業の一部（旅客運送業） ・ 卸売業、小売業（各種商品小売業、飲食料品小売業など） ・ 生活関連サービス業（洗濯、理容、美容など） ・ 宿泊業、飲食サービス業の一部 ・ 教育、学習支援業の一部 ・ サービス業の一部（自動車整備業） ・ 農林水産業における6次産業化事業（認定農業者の申請に限る） 	
対象経費	施設整備費及び設備導入費	
補助率及び補助上限額等	起業支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする。
	継業支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする。
	空き店舗解消支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする。
	6次産業化支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする。
<p>※ 1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て</p> <p>※ 条件により加算措置あり</p>		
Check! 過去の実績	<p>3事業者へ補助金交付（補助総額360万円）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報サービス業 140万円（起業支援補助金80万円、地元加算30万円、空き店舗加算30万円） ②飲食業 140万円（起業支援補助金80万円、地元加算30万円、空き店舗加算30万円） ③食品製造業 80万円（6次産業化支援補助金80万円） 	
申請期限	詳細はHPをご覧ください	

南九州市

■南九州市商工観光課商工水産係 【お問合せ】 TEL:0993-83-2511

創業・事業承継等事業補助金		南九州市 商工観光課商工水産係 TEL:0993-83-2511
概要	市内で新たに創業する方や事業承継を行う方、空き店舗を活用する事業を行う方を対象に補助金を交付	
対象者	次のいずれの要件も満たす方が対象 (1) 補助金の申請時点において市内に居住し、住民登録を有する方 (2) 補助金交付日から起算して、3年の間、事業を継続して行う見込みのある方 (3) 補助金の申請年度内に事業を行う方 (4) 市内に事業所等を設置し、または設置しようとしている方 (5) 南九州市商工会員または会員として承認される見込みがある方	
補助対象事業	(1) 創業支援事業：市内で新たに創業する事業 (2) 事業承継事業：市内で新たに事業承継を行う事業 (3) 空き店舗活用事業：市内の空き店舗で新たに事業を開始する事業 (4) 創業者連携事業：創業後3年以内の方と市内の事業者が相互に連携し、地域資源の活用や地域の課題解決に資する新分野への進出、新商品の開発、販売、販路の拡大等を行う事業	
補助対象経費	【創業支援事業、事業承継事業、空き店舗活用事業】 創業費（代表者印作成費、経済団体加入金等）、広報宣伝費（ホームページ作成費、チラシデザイン費等）、施設整備費（機械器具費、構築物費等）、委託費（事業委託費等）、設備導入費（機械装置、器具備品購入費等） 【創業者連携事業】 報償費（講師謝金等）、旅費（事業実施に係る交通費等）、委託費（事業委託費等）、使用料及び賃借料（会場、資機材等の借上料等）	
補助率及び補助上限額	【創業支援事業、事業承継事業、空き店舗活用事業】 補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限：上限40万円 ※ U・I ターン者または創業支援等事業計画の認定を受けた方は、上限50万円 【創業者連携事業】 補助率：対象経費の3分の2以内 補助上限：上限30万円	
Check!	令和6年度実績 5件（創業3件、空き店舗活用1件、事業承継1件）	

Renewal

南九州市企業の稼ぐ力支援事業補助金		南九州市 商工観光課商工水産係 TEL:0993-83-2511
概要	本市の特産品等の販路拡大及び販売促進を図るため、商談会等に出展する中小企業者等に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれかに該当する方が対象 (1) 市内に事業所がある中小企業者又はその者で構成する団体 (2) 市内に住所を有する個人事業主	
補助対象事業	次のいずれにも該当する商談会 (1) 申請年度に開催される商談会等、補助対象者以外の者が開催するもの (2) 補助対象者のみが出店する個別商談でないこと	
補助対象経費	・ 出展料、小間料及び什器類の使用に係る経費 ・ 展示に要する装飾及び資料作成に係る経費 ・ 通訳又は翻訳に係る経費 ・ 物品の運搬に係る経費 ・ 商談会等の出展に要する交通費及び宿泊費 ただし、飲食に係る経費、国・県その他公共団体等の補助金等の対象となった経費は除く。	
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限：上限10万円	
Check!	令和6年度実績 2件	



New

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金



南九州市
商工観光課商工水産係
TEL:0993-83-2511

概要	女性、若者等を雇用するため、ハード整備及び働き方改革を対象とした就労環境の改善を促進する取り組みに対し補助金を交付
対象者	補助対象者は次の項目すべてに該当する方になります。 ・市内に事業所を置く労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている中小企業者 ・市内で1年以上事業を営み、常用雇用者を2人以上雇用している者 ・満40歳未満の常用雇用者を1人以上雇用している者 ・事業者又は代表者に市税等の滞納がない者
補助対象事業	(1) 職場環境整備事業（補助対象経費50万円以上のものに限る） ・従業員用のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所その他の福利厚生施設（トイレ、更衣室及びシャワー室は、男女別に区分したのものに限る。）の整備 ・労働時間の適正な管理のための設備等の導入 ・健康増進法に規定する受動喫煙防止を実施するための環境の整備 ・業務効率改善を目的としたオフィス環境の一体的整備 ・業務の共有化等を目的としたマニュアルの新規作成又は工程の整備 (2) 子育て環境整備事業 ・常用雇用者の子育て支援のための職場環境の整備 ・常用雇用者の在宅勤務用備品の整備
補助対象経費	・機械装置、ソフトウェア、備品等の設置及び購入に要する経費 ・システム開発や導入に要する経費 ・外部からの技術指導や知的財産等の導入に要する経費
補助率及び補助上限額	(1) 職場環境整備事業：対象経費の2分の1以内（上限50万） (2) 子育て環境整備事業：対象経費の2分の1以内（上限100万）
募集期間	1回目：令和7年4月15日～5月30日 2回目：詳細はお問合せください

Renewal

商店街課題解決等事業補助金



南九州市
商工観光課商工水産係
TEL:0993-83-2511

概要	市内の商店街の活性化及び商業振興を図るため、商店会等が実施する商店街の課題の解決を目的として新たに始める取組、商店会のDX化の推進、商店街の景観づくりなどの取り組みに対し補助金を交付
対象者	次のいずれかに該当する方が対象 (1) 南九州市景観条例に基づく景観づくり団体、南九州市商工会又はその他これらに準ずる商店会等の団体で、規約等で代表者の定めがある方等 (2) 市内に事業所を置き、少なくとも1年以上の活動実績がある商店会以外の民間事業者で、商店会と連携して補助事業を実施する方
補助対象事業	(1) 課題解決事業：商店街が抱える課題の解決を目指して実施する取組 (2) DX強化事業：商店会のデジタル化の推進、またはデジタルツールを使用する営業力を強化する取組 (3) 景観づくり事業：商店街の景観づくりを目的として実施する取組
補助対象経費	(1) 課題解決事業 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等 (2) DX強化事業 設備導入費、システム開発導入費、手数料、広報宣伝費、コンサルタント料等 (3) 景観づくり事業 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の2分の1以内 ※ただし、景観づくり団体及び街路灯設備にあっては、補助率4分の3以内 補助上限：上限100万円
募集期間	1回目：令和7年4月15日～5月14日 2回目：詳細はお問合せください
令和6年度実績	1件（チャレンジショップの開設）

Check!

さつま町

■さつま町役場さつま PR 課商工観光係 【お問合せ】 TEL:0996-24-8950

※ 要綱改正等により内容が変更になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

商工業新規参入者支援補助金		さつま町役場 さつま PR 課商工観光係 TEL:0996-24-8950
概要	本町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、本町の商工業の発展に寄与する	
補助金交付の要件	(1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること (2) 認定申請時までに年齢が65歳未満であること (3) 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く））を有する者であること (4) 特定商取引法に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業ではないこと (5) 原則として営業を行う日数が週5日以上である者 (6) 補助金交付開始月から3年以上営業を継続して行う見込みがある者 (7) 税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者であること (8) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること ア 両親（ただし、同一世帯や共同経営者及び従業員は除く） イ 就労している者（ただし、共同経営者及び従業員は除く） ウ 町長が認める町外在住者 (9) さつま町商工会から経営指導及び意見書の交付を受けた者 (10) さつま町商工会主催の創業セミナーを受講している者 (11) 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく他の優遇措置を受けていないこと	
Check! 補助金の額	月額5万円を12ヵ月の間、月単位で支給または30万円を年2回支給	
令和6年度実績	60万円 継続1件（美容業）、新規1件（美容業）	

小売業等店舗整備支援事業補助事業		さつま町役場 さつま PR 課商工観光係 TEL:0996-24-8950
概要	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与する	
補助対象者	(1) 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人 (2) 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 (3) 補助対象業種を現に営み、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方 (4) 補助対象業種を新たに開業しようとする方 (5) 町税等を完納している方 (6) 過去に本補助金を受給した方については、前回から2年以上経過をした方	
対象業種	小売業、飲食業（交遊飲食業は除く）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等 ※ 詳細は町の HP をご覧ください	
対象事業内容	店舗の新築及び改装（外装、内装）に係る建築工事費のみ ※ 補助対象外：設備備品等の整備、購入費等、事業に伴う仮店舗、附属する居住部分	
補助率及び補助上限額等	補助率：事業費の30%以内 ※ 補助対象となる施設に国県等の事業による補償費等の交付がある場合は、店舗整備に係る費用から、補償費等の額を控除した額を補助対象事業費とする ※ 算出額の1,000円未満の端数は切捨て 例：店舗改装事業費60万円の場合 $60万円 \times 30\% = 18万円$ 補助 補助限度額：50万円	
Check! 令和6年度実績	50万円 申請件数1件（飲食業）	



旅館業等施設整備事業費補助			さつま町役場 さつま PR 課商工観光係 TEL:0996-24-8950
概要	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与する		
補助対象事業	(1) 旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く）の整備 (2) 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しない		
対象者	(1) 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者 (2) 町税等を完納している者 (3) 過去に本補助金を受けた者については、2年以上経過した者 (4) 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に(1)に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする		
補助率及び補助上限額等	当該事業費の30%以内で、限度額は200万円 ※ 該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は交付しない		

商工業制度資金利子補給助成金			さつま町役場 さつま PR 課商工観光係 TEL:0996-24-8950
概要	町内の商工業者の経営の安定と育成及び振興を図るため、予算の範囲内において、制度資金の借入者に対し、利子補給助成金を交付		
助成対象者	次の全てに該当する方 (1) 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法に基づく中小企業者で、町内の商工会に加入していること (2) 商工会の金融あっせんに基づく資金の借入であること (3) 町税等の滞納がないこと		
補助対象制度融資	次に掲げる制度資金で、借入期間が1年以上の事業経営に必要な運転資金及び設備資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く） (3) 商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く） ※ 借換えに相当する借入額は対象外		
助成率及び助成上限額等	助成率：融資を受けた金額の1%（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）以内 助成限度額：一事業者につき20万円 ※ 算出した額に1,000円未満の端数は切捨て		
令和6年度実績	17事業者		

Check!

奄美市

■奄美市商工観光情報部商工政策課 【お問合せ】 TEL:0997-52-1111

中小企業退職金共済掛金補助



奄美市商工観光情報部
商工政策課
TEL:0997-52-1111

概要	中小企業の従業員の福祉を増進するとともに雇用の安定及び企業の振興に寄与することを目的とし、本市に居住する退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助
補助対象	次の各号に該当する共済契約者が対象となります。 (1) 市内に事務所又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者 (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済掛金12ヵ月分を納付した者 (3) 市税を納付している者
補助金額	・掛金上限は月額5,000円 ・従業員1人1ヵ月の共済掛金額の20%の12ヵ月分 ・5,000円×20%×12月=12,000円（1人あたり、12,000円が補助限度額）

奄美市働きやすい職場づくり応援成金事業



奄美市商工観光情報部
商工政策課
TEL:0997-52-1111

概要	職場環境改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に要する経費の一部を助成 職場環境改善を検討されている事業所の皆さまは、本制度をぜひご活用ください
対象者	(1) 「くるみん」や「えるぼし認定」などの制度に認定、又は「かごしま子育て応援企業」などの制度に登録されている者 (2) 市税その他奄美市に納付すべき債務を滞納していない者
助成対象経費	対象年度の職場環境整備に係る経費とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 労務管理担当者に対する研修経費 (2) 女性や高齢者・障がい者等が働きやすい環境に関する周知及び啓発に関する経費 (3) 社会保険労務士、中小企業診断士その他の外部専門家によるコンサルティング経費 (4) 女性や高齢者・障がい者の環境整備等に関する経費 (5) 労務管理用ソフトウェアの導入及び更新に関する経費 (6) テレワーク通信機器の導入及び更新に関する経費 (7) デジタル機器・新たな技術導入に係る経費 (8) その他市長が認める経費
助成金支給額及び助成期間	上記の助成対象経費を合算した額の3分の2以内で、20万円を限度
スケジュール	詳細は HP をご覧ください

奄美市求人活動応援補助金



奄美市商工観光情報部
商工政策課
TEL:0997-52-1111

概要	人手不足に悩む事業所の求人活動の取組をサポート
対象者	(1) 市内に事業所を有する法人又は個人であること (2) 補助金の交付を受ける年度の3月末日までに次条に規定する活動を行う者であること (3) ハローワークにて求人募集を行っている者 (4) 事業所において出勤簿、賃金台帳、労働者名簿その他労働関係帳簿を整備している者であること (5) 市税を滞納していない方（事業所及び事業主）
補助対象経費	求人活動計画書に基づき実施する経費として ・企業説明会、面接会への出展料 ・広告宣伝費（パンフレット作成、求人動画作成等） ・旅費、交通費 ・その他求人活動に必要なと認められる経費
補助金の額	補助対象経費の2分の1（上限10万円）
申請期間	詳細は HP をご覧ください



奄美市繁盛店づくり支援事業補助金		奄美市商工観光情報部 商工政策課 TEL:0997-52-1111		
概要	本市において、事業者の事業成長を支援し、魅力ある商業店舗の増加による地域活性化や稼ぐ力の向上を図るため、市内の事業者が行う店舗の集客力向上に向けた取り組みに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の集客力の向上を図るための事業計画の提出ができるもの ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、宿泊業で、来店型の店舗であること ・現に有する店舗で、開業後3年以上が経過した店舗であること ・補助対象経費について、他の補助金を受けていないこと ・年度内（3月末）までに完了し、実績報告書が提出できること 			
補助額等	ハード	(1) 店舗の集客力の向上を図るために実施する店舗リフォーム工事に係る経費 ただし、市内に事業所を有する法人又は市内に住民登録している個人事業主が施工する工事で、対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円以上であること。 (2) 店舗の集客力の向上を図るために導入する、店舗専用備品の購入経費 ただし、①のリフォーム工事を実施する場合のみ申請可能。 また、取得価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が1万円以上で、①の補助対象経費の2分の1以内の額とする。	2分の1以内 (千円未満切捨て)	30万円
	ソフト	(1) 自社の製品、サービスの情報の発信力や販売力の強化を図るために実施する事業にかかる経費 (2) 専門家及びアドバイザーの招聘に伴う報酬、旅費等 (3) 経営革新等支援機関（認定支援機関）が実施する経営改善計画策定等の経費	2分の1以内 (千円未満切捨て)	50万円
スケジュール	詳細は HP をご覧ください			

奄美市創業支援事業助成金		奄美市商工観光情報部 商工政策課 TEL:0997-52-1111	
概要	奄美市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図るため、市内で新たに創業する者に対し、創業時にかかる費用の一部を予算の範囲内で助成		
対象者	下記のすべてに当てはまる方 (1) 市内に事業所を設け創業する個人又は法人 (2) 奄美市特定創業支援等事業「あまみ創業塾」の受講証明書を受領した者 (3) 助成金の交付申請時において開業届又は法人設立届出書を提出して3年未満の者 (4) 市税を滞納していない者 (5) 奄美市中心市街地店舗リフォーム補助金の交付を受けていない者 (6) 助成金の交付決定日以後1年以内に(5)の補助金の交付を受けない者		
助成対象事業	下記の要件をすべて満たすもの (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する事業ではないこと (2) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと (3) 会社法第2条第3号に規定する子会社でないこと		
助成対象経費	設立時の登記に係る経費、店舗等購入費、事業所の改装費、設備費、原材料費、広報費、マーケティング調査費、その他開業に必要なと認められる経費		
補助額	補助対象経費の2分の1（上限：法人30万円 個人20万円）		
「あまみ創業塾」開催スケジュール	令和7年度秋～冬予定	開催が決まり次第奄美市 HP 等で公表	

奄美市キャリアアップ助成金  奄美市商工観光情報部 商工政策課 TEL:0997-52-1111	
概要	事業に必要とされる資格で、島外でのみ取得可能な資格を雇用する従業員に取得させた事業者に対して経費の一部を助成
対象者	下記の全てに当てはまる方 (1) 市内に事業所を有する個人または法人 (2) 市税を滞納していないもの (3) 奄美大島本島内では取得することが困難な資格のうち国家資格または市長が認める資格取得であること (4) 事業所が経費を負担していること (5) 資格取得が新規に事業を開始する目的としたものでないこと
補助対象経費	資格取得に係る旅費宿泊費
補助金の額	補助対象経費の3分の2 (上限10万円)
申請期間	詳細は HP をご覧ください

奄美市「移・職・住」総合対策事業補助金  奄美市商工観光情報部 商工政策課 TEL:0997-52-1111							
概要	奄美市内で従業員不足の解消・確保に向けた民間企業による取組を支援するため、従業員用住宅の確保、また、住環境の向上に要する費用の一部を補助します。						
対象者	下記のいずれかに当てはまる民間事業者 (1) 市内に本社・本店又は主たる事務所を置く事業者 (2) 市内に医療・福祉に分類される事業所を有する事業者						
補助対象事業補助額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>【住宅整備事業】 ・ 共同住宅の新築又は既存の共同住宅を新たに購入する事業 ・ 既に所有している共同住宅を改修する事業</td> <td>30万円×戸（室）数</td> </tr> <tr> <td>【空き家活用事業】 ・ 戸建ての空き家を購入又は改修する事業 ・ 戸建ての空き家を賃借する事業</td> <td>購入・改修：100万円/軒 賃借：30万円/軒</td> </tr> <tr> <td>【住宅借上事業】 ・ 民間共同住宅の一室を賃借する事業</td> <td>10万円/戸（室）</td> </tr> </table>	【住宅整備事業】 ・ 共同住宅の新築又は既存の共同住宅を新たに購入する事業 ・ 既に所有している共同住宅を改修する事業	30万円×戸（室）数	【空き家活用事業】 ・ 戸建ての空き家を購入又は改修する事業 ・ 戸建ての空き家を賃借する事業	購入・改修：100万円/軒 賃借：30万円/軒	【住宅借上事業】 ・ 民間共同住宅の一室を賃借する事業	10万円/戸（室）
【住宅整備事業】 ・ 共同住宅の新築又は既存の共同住宅を新たに購入する事業 ・ 既に所有している共同住宅を改修する事業	30万円×戸（室）数						
【空き家活用事業】 ・ 戸建ての空き家を購入又は改修する事業 ・ 戸建ての空き家を賃借する事業	購入・改修：100万円/軒 賃借：30万円/軒						
【住宅借上事業】 ・ 民間共同住宅の一室を賃借する事業	10万円/戸（室）						
助成対象経費	購入費用・改修（リフォーム）費用・賃借に係る初期費用（※ 敷金は対象外）						
補助率	補助対象経費の2分の1（補助上限額：300万円/社）						
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付後2年間は従業員用の住宅として活用すること 従業員（申請事業者に直接雇用される正規社員、契約社員、特定技能者、技能実習生）を入居させること。 						
その他	詳しくは HP をご覧ください						

■奄美市商工観光情報部 観光課 【お問合せ】 TEL:0997-52-1111

奄美市加工品販路拡大支援事業補助金 奄美市商工観光情報部 観光課 TEL:0997-52-1111	
概要	本市において農林水産物などの地域資源を活用した加工品を奄美群島外へ販路拡大を図る者に対し、予算の範囲内において補助金を交付
対象者	(1) 市内に事業所を有する個人又は法人で農林水産物などの地域資源を活用した加工品製造者 (2) 市内に事業所を有する個人又は法人で奄美群島外において加工品を販売し、又は販売しようとする者
補助対象経費	(1) 展示会、商談会等に係る参加料、小間料、賃借料及び旅費 (2) PR に必要な資材の作成等に係る委託費 (3) Web デザイナー等への委託費 (4) 加工品の輸送に係る運搬費 (5) ネット通販サイトでの販売に係る登録料（販売手数料を除く） (6) パッケージ開発費 (7) その他市長が必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費の10分の8以内 (1) 国内への販路拡大に係る事業の場合1者当たり40万円を上限 (2) 海外への販路拡大に係る事業の場合1者当たり80万円を上限
申請期間	詳細は HP をご覧ください



西之表市

■西之表市経済観光課 【お問合せ】 TEL:0997-22-1117

西之表市人材確保対策事業			西之表市 経済観光課 TEL:0997-22-1117
概要	市内事業者の働き手、担い手が不足していることに対して、UI ターン者や市内在住者の労働力確保と就労のきっかけづくりとして人材を確保する事業		
対象者	本市に住民登録しており、1年以上継続して居住する意思があり、本市事業所に就労している者 ・ UI ターン者 ・ 市内在住者		
条件	条件や必要書類は西之表市ホームページ参照		
申請期限	令和8年3月31日		

皆とまち再生支援事業補助金			西之表市 経済観光課 TEL:0997-22-1117
概要	<p>市内において自発的に中心市街地等の活性化及び魅力向上に寄与する事業並びに地域経済の活性化に資する事業に対し、予算の範囲内においてその事業に要する経費の一部を補助することにより、市民等の主体的及び継続的な取組を支援する。</p> <p>■港町再生支援事業 ■企業活動支援事業 ・ 商品開発事業 ・ 販路開拓事業 ・ ビジネスプラン実現化事業 ・ 空き店舗等活用事業 ■安心・安全なまちづくり事業</p>		
補助率及び 補助交付限度額等	事業区分	補助金の 交付限度額	補助率
	■港町再生支援事業	200 万円以下	5 分の 4 以内
	■企業活動支援事業 ・ 商品開発事業 ・ 販路開拓事業 ・ ビジネスプラン実現化事業 ・ 空き店舗等活用事業	30 万円以下 20 万円以下 50 万円以下 70 万円以下	2 分の 1 以内
	■安心・安全なまちづくり事業	15 万円 (1 店舗又は 1 基あたり)	4 分の 3 以内
申請期限	詳細はお問い合わせください		

和泊町

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 和泊町役場企画課商工係 TEL:0997-84-3512

職場における 学び・学び直し促進ガイドライン

中小企業の人手不足が深刻化するなか、「人への投資」による生産性向上は、企業経営にとって看過できない重要なテーマとなっています。

賃上げ機運が高まるなかで、人材の確保・定着に欠かせない賃上げ原資を確保するためにも、1人当たりの労働生産性の向上は不可欠です。

そこで、特集2では、「労働生産性向上」への取り組みにもつながるリスキリングについて、厚生労働省が策定している「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」に着目し、労使が取り組むべき事項等をご紹介します。

■ リスキリングとは

リスキリングとは、職業能力の再開発、再教育を意味します。

近年では、経営環境が変化していくなかで新たに必要となる業務や職種に順応できるよう従業員がスキルや知識を再習得するという意味でも使われています。

2022年に岸田政権がリスキリング支援に注力すると表明したことを皮切りに、政府はこれまでにあらゆる支援策を講じており、その重要性和注目度は一層高まっています。

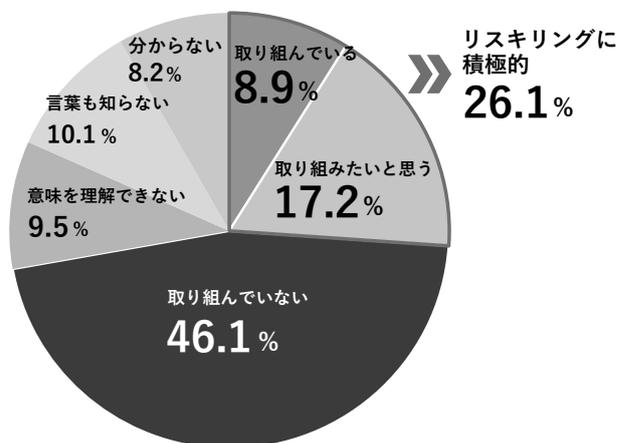
リスキリングに関する企業の取り組み状況

帝国データバンクが昨年実施した、リスキリングに対する企業の取り組み状況や課題等についての調査結果（調査対象：全国2万7,008社、有効回答企業数：1万1,133社（回答率41.2%））によると、「取り組んでいる」と回答した企業が8.9%、「取り組みたいと思う」と回答した企業が17.2%で、リスキリングに意欲を示した企業は合わせて26.1%でした。

一方、半数近くの46.1%が「取り組んでいない」との回答で、加えて「意味を理解できない」、「言葉も知らない」がそれぞれ約1割にのぼっており、リスキリングへの取り組みは十分とはいえない状況がうかがえます。

また、リスキリングの取り組み状況を規模別で見ると、「取り組んでいる」と回答したのは大企業（15.1%）が最も高く、中小企業では7.7%、小規模企業では6.0%にとどまっており、今後「取り組みたいと思う」と回答した割合においても、中小企業・小規模企業に比べて大企業の方が高い状況でした。

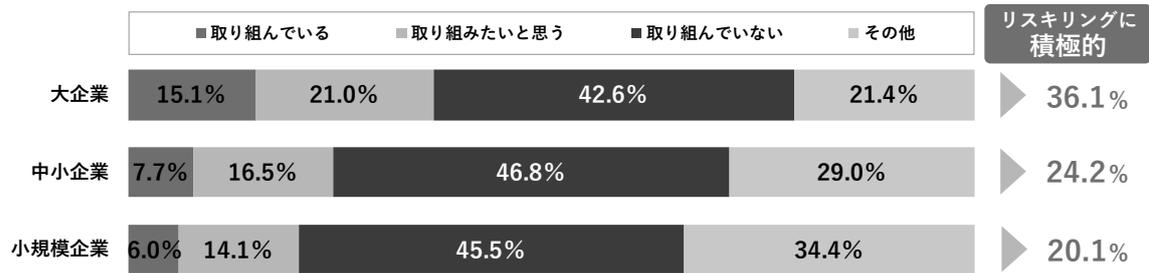
リスキリングの取り組み状況



引用元：帝国データバンク
「リスキリングに関する企業の意識調査（2024年）」



リスキングの取り組み状況 規模別

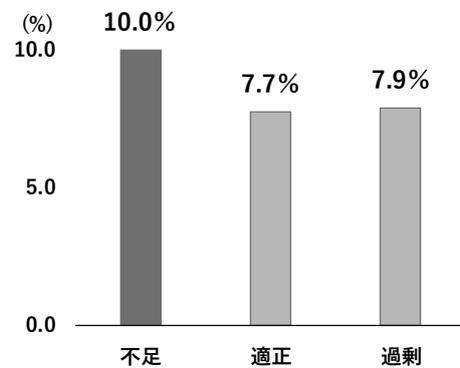


引用元：帝国データバンク「リスキングに関する企業の意識調査（2024年）」

次に、従業員の過不足感別に取り組み状況を見ると、人手不足（従業員が「不足」と回答）を感じている企業のリスキングに取り組んでいる割合は10.0%で、従業員が「適正」「過剰」と感じている企業より高い結果となっていました。大きな差はみられませんでした。

その背景としては、リスキングに注力する人材や時間を捻出することが難しく、取り組みたいと考えながらも着手することができない状況があると考えられます。

リスキングに「取り組んでいる」 （人手不足状況別）

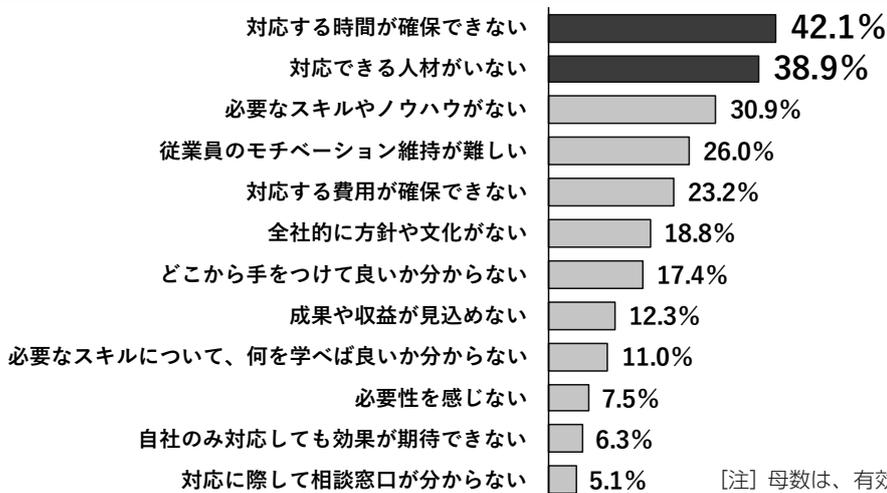


引用元：帝国データバンク「リスキングに関する企業の意識調査（2024年）」

リスキングに対する課題

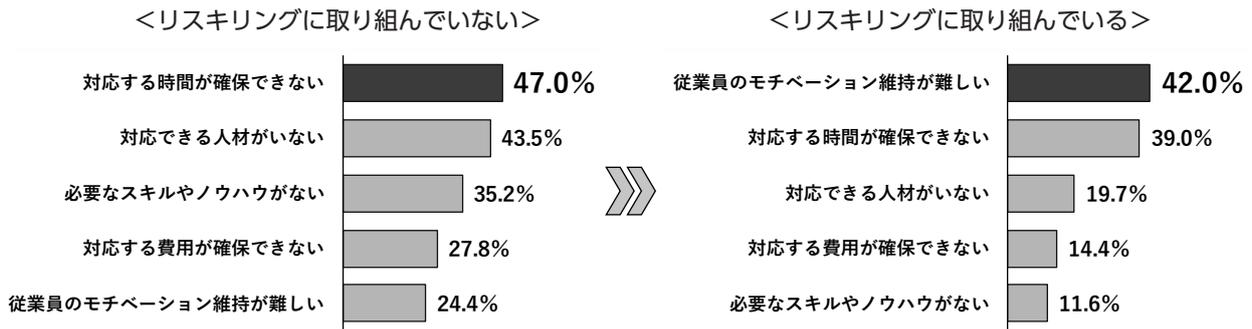
リスキングに取り組む上での課題についての回答では、「対応する時間が確保できない」（42.1%）が最も多く、「対応できる人材がいらない」（38.9%）、「必要なスキルやノウハウがない」（30.9%）と続いています。

リスキングに取り組む際の課題（複数回答）



[注] 母数は、有効回答企業1万1,133社

引用元：帝国データバンク「リスキングに関する企業の意識調査（2024年）」



引用元：帝国データバンク「リスキリングに関する企業の意識調査(2024年)」

更に、リスキリングに「取り組んでいない企業」と「取り組んでいる企業」それぞれにおける課題を分析すると、「取り組んでいない企業」においては、時間・人材・ノウハウ・費用などのリソース不足が大きな課題となっていました。

他方、「取り組んでいる企業」においては、従業員のモチベーション維持を課題とする企業が多くみられます。回答した企業からは、「明確な目的と達成目標がないまま行ってもモチベーションは下がるだけで、成果は望めない」、「将来の生産性向上に繋がるが、高齢化する技術者へのモチベーション維持が難しい」といった声もあがっているようです。

■ 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」とは

「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」は、職場における人材開発(人への投資)の抜本的強化を図るため、企業労使が取り組むべき事項等を体系的に示したもので、労使双方の代表を含む公労使が参画する労働政策審議会(人材開発分科会)における検討・審議を経て、令和4年6月に厚生労働省が策定しました。

なお、ガイドラインは、労使の実践に資するよう「Ⅰ 基本的な考え方」「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」「Ⅲ 公的な支援策」の3部構成となっています。

Ⅰ 基本的な考え方

従業員の学び・学び直しを促進するためには、労使が「協働」して取り組むことが必要です。そのためには、以下の4つが重要になります。

- ① 個々の従業員が自律的・主体的に取り組むことができるよう、学び・学び直しの基本認識を経営者と従業員が共有
- ② 管理職等の現場リーダーによる個々の従業員との学び・学び直しの方向性、目標の擦り合わせや従業員のキャリアサポート及び企業による現場リーダーへの支援と配慮
- ③ キャリアコンサルタントによる学び直しの継続に向けた従業員に対する助言、精神的なサポートや現場リーダーの支援
- ④ 従業員相互の学び合い

学び・学び直しの実践によって、学びの気運や企業風土が醸成・形成され、キャリアの向上を実現し、より高いレベルの新たな学び・学び直しを呼び込むといった「学びの好循環」の実現も期待できます。



Ⅱ 労使が取り組むべき事項

前述の「Ⅰ 基本的な考え方」を踏まえ、労使が取り組むべきと考えられる事項を6つに分類し、その内容をご紹介します。

1 学び・学び直しに関する基本認識の共有

▶ 経営者による経営戦略・ビジョンと人材開発の方向性の提示、共有

【取り組みの考え方・留意点】

経営者が、事業目的やビジョン、重視する価値観を明らかにし、今後の経営戦略と人材開発の方向性を提示することは、経営者と従業員の学び・学び直しに関する基本認識の共有を図る観点から重要です。

基本認識の共有により、従業員の学びに対する内発的動機付け（個々の従業員が自律的・主体的に、学び・学び直しに取り組もうと思うこと）の促進や学びの風土形成、企業内への浸透等の効果が期待されます。

なお、正規雇用か非正規雇用かといった雇用形態等にかかわらず、すべての従業員に発信することが求められます。

【推奨される取り組み例】

- ① 経営者と現場が近い中小企業の強みを活かし、経営者が直接従業員に学び・学び直しの重要性を伝える。
- ② 自社が学び・学び直しを重要視し、それを支援していることを1回の発信にとどまらず、十分に浸透するよう粘り強く発信する。
- ③ 経営者に加え、現場リーダーからも発信する。

2 能力・スキル等の明確化、学び・学び直しの方向性・目標の共有

▶ 役割の明確化と職務に必要な能力・スキル等の明確化

【取り組みの考え方・留意点】

学び・学び直しの内容や習得レベル、目指すべき目標等を設定しやすくするため、役割の明確化と合わせて、職務に必要な能力・スキル等を明らかにすることが重要です。

役割の明確化や職務に必要な能力・スキル等の明確化は、従業員の学び・学び直しの起点となるものであることから、企業の実情や職務の性格に応じつつ、できる限り積極的に行うことが望ましいです。

【推奨される取り組み例】

- ① 職業人生の各段階で必要な能力・スキル等を整理したロードマップを示す。
- ② 職務に必要な能力・スキル等の明確化にあたっては、必要な資格や知識・技能レベルを明らかにする。

▶ 学ぶ意欲の向上に向けた節目ごとのキャリアの棚卸し

【取り組みの考え方・留意点】

従業員が、今後のキャリアの方向性や学ぶべき内容を考えるにあたって、節目ごとにキャリアの棚卸しを行うことが必要です。

キャリアの棚卸しのプロセスを踏むことにより、従業員の学び・学び直しの内発的動機付けにつながるという効果や自律的・主体的なキャリア形成につながるという効果が期待できます。

なお、職業キャリアが長い従業員であればあるほど、これまでのキャリアをどう活かすかという観点がより重要になってくるため、キャリアの棚卸しの効果が一層期待できます。

【推奨される取り組み例】

- ① 従業員に対し、ジョブカードを活用しつつ定期的なキャリアの棚卸しを行うことを推奨する。
- ② キャリアコンサルティングを、初めて部下をもったときや昇進・昇格したときなど、節目に行う。
- ③ 外部のキャリアコンサルタントを活用し、キャリアコンサルティングが受けられる環境を提供する。

▶ 学び・学び直しの方向性・目標の擦り合わせ、共有

【取り組みの考え方・留意点】

学び・学び直しを、企業・従業員双方にとって効果的なものとする観点から、企業が求める学び・学び直しの方向性・目標と、従業員が求める学び・学び直しの方向性・目標との擦り合わせを行うことが必要です。

具体的には、学ぶべき分野やレベル等の擦り合わせを行い、必要に応じて、より詳細に取得すべき資格や期間等を定めることも考えられます。

なお、両者の方向性・目標が乖離している場合には、企業がその必要性を従業員に丁寧に説明し、両者間で十分なコミュニケーションを取った上で、学び・学び直しを行うことが重要です。

擦り合わせを行う主体は、現場の課題やニーズに精通した管理職等の現場リーダーであることが望ましいです。

【推奨される取り組み例】

- ① 管理職等の現場リーダーは、従業員が学びたいと思っている内容が企業の人材戦略等の方向性と合っているかを確認する。
- ② 短期目標があると着手しやすく、また、一つ一つ達成することで大きな目標に近づくため、長期目標に加えて短期目標も設定する。



3 従業員の自律的・主体的な学び・学び直しの機会の確保

▶ 学び・学び直しの教育訓練プログラムや教育訓練機会の確保

【取り組みの考え方・留意点】

教育訓練プログラムや教育訓練機会の提供にあたっては、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応した学び・学び直しができるよう多様な形態で行う必要があります。大学・教育訓練機関等の外部機関を活用することや外部の教育訓練プログラムの情報リスト等を従業員に情報提供することが望ましいです。

▶ 従業員が相互に学び合う環境の整備

【取り組みの考え方・留意点】

学び・学び直しを促進するためには、従業員がお互いに学び、高め合う環境を確保することが重要であり、企業が従業員同士の学び合いの場を整備したり、従業員が自主的に勉強会等の学びの場を設けたりすることが考えられます。

また、個々人が受講したプログラムを通じて得た知識や経験を共有することも重要です。

4 従業員の自律的・主体的な学び・学び直しを促進するための支援

▶ 学び・学び直しのための時間の確保

【取り組みの考え方・留意点】

従業員が自律的・主体的な学び・学び直しを効果的に行うためには、学び・学び直しのための時間確保が必要です。従業員が学ぶ内容を自ら選択する「自己啓発」のうち、仕事や業務に資するものについては、時間的配慮を行うことが望ましいです。

なお、研修の一環で OFF-JT として学び・学び直しを行う時間は労働時間となることに留意してください。

【推奨される取り組み例】

- ① 社内や部門ごとの方針として、週のうち特定の曜日の特定の時間は、従業員が一齐に学び・学び直しを行う時間とする。
- ② 社内や部門ごとの方針として、所定労働時間の一定割合を学び・学び直しに充ててよいこととする。

▶ 学び・学び直しのための費用の支援

【取り組みの考え方・留意点】

OFF-JT として学び・学び直しを行う場合に要する費用は、基本的に企業の負担となります。従業員が学ぶ内容を自ら選択する「自己啓発」のうち、仕事や業務に資するものについては、経済的支援をすることが望ましいです。

【推奨される取り組み例】

- ① 従業員が、自己啓発として民間教育訓練機関等の仕事や業務に資する講座を受講する場合には、その受講費用を補助する。

▶ 学びが継続できるような伴走支援

【取り組みの考え方・留意点】

従業員が学び・学び直しを継続できるよう定期的・継続的な助言や精神的なサポートを行う「伴走支援」の仕組みを企業内に設けることが望ましいです。

「伴走支援」の仕組み構築にあたっては、キャリアコンサルタントをはじめとした支援人材の活用も検討するとよいでしょう。

【推奨される取り組み例】

- ① 管理職等の現場リーダーが、1on1ミーティング等の機会を捉え、従業員への定期的な声かけ等を行う。

5 持続的なキャリア形成につながる学びの実践、評価

▶ 身に付けた能力・スキルを発揮することができる実践の場の提供

【取り組みの考え方・留意点】

学び・学び直しは、単に「学んだ」だけで終わるのではなく、学んだ後に業務に活かしてこそ意義があります。

また、学んだことを業務で実践することで、身に付けた能力・スキルが定着するという効果が期待されます。

学び・学び直しを行う上で、事前に企業と従業員が方向性・目標を擦り合わせ、共有することに加え、企業は、従業員が学んで身に付けた能力・スキルを業務として活かすことができる実践の場を提供することが重要です。

【推奨される取り組み例】

- ① 学んだ内容を配置転換の際に考慮することをあらかじめ明らかにした上で、本人の希望に基づき、学んだ内容に関連する部署への異動を実現する。
- ② 退職して学び・学び直しを行った者が、身に付けた能力・スキルを発揮するため、会社に復帰できる制度を設ける。

▶ 身に付けた能力・スキルについての適切な評価

【取り組みの考え方・留意点】

学び・学び直しやそれにより得られた能力・スキルについて、適切に評価する必要があります。それにより、新たな目標の設定と更なる学び・学び直しにつながることを期待されます。

学び・学び直しを職場においてスタートさせ、普及させていく局面においては、学び・学び直しを行ったこと自体を評価することも考えられます。

【推奨される取り組み例】

- ① 学び・学び直しやそれにより得られた能力・スキルに関する評価を、人事評価の評価項目に加え、人事評価の項目について社内で共有する。
- ② 学び・学び直しを行った者を評価する社内表彰制度を導入する。
- ③ 学び・学び直しを行い、資格を取得した者に対して手当を支給する。



6 現場のリーダーの役割、企業によるリーダーへの支援

▶ 学び・学び直しの場面における現場リーダーの役割と取り組み

【取り組みの考え方・留意点】

職場における学び・学び直しを推進し、学びの気運・企業風土を醸成するためには、現場の課題を把握し、経営者と従業員との結節点となっている管理職等の現場リーダーの役割が鍵となります。

管理職等の現場リーダーには、個々の従業員との学び・学び直しの方向性・目標の擦り合わせと、従業員のキャリア形成のサポートが求められます。

【推奨される取り組み例】

- ① 定期的な1 on 1 ミーティングの実施などにより、個々の従業員との双方向のコミュニケーションを行う。
- ② 学び・学び直しが促進されるよう、従業員に対して時間面での配慮を行う。

▶ 現場リーダーのマネジメント能力の向上・企業による支援

【取り組みの考え方・留意点】

個々の従業員と直に接している管理職等の現場リーダーが、役割を果たすためには、部下の人材開発や、部下が学び・学び直しに取り組める環境の整備に力を発揮することが大切であり、管理職等の現場リーダー自身が、そのマネジメント能力を向上させていくことが必要です。

企業は、管理職等の現場リーダーのマネジメント能力向上を図りその求められる役割を果たすことができるよう、また、現場リーダーが経営者と現場の従業員との間で板挟みになり孤立することが無いよう、十分な配慮や支援を行うことが必要です。なお、過度な業務負担となっている場合には、その負担を軽減する等の措置を講ずる必要があります。

【推奨される取り組み例】

- ① 企業が管理職等の現場リーダーに求められる能力・スキル等を明確化し、それを身に付けるためのロードマップを示し、その習得を支援する。
- ② 現場リーダーに、カウンセリングやコーチングの技法を学ぶ機会を提供する。

Ⅲ 公的な支援策

労使の協働による「学び・学び直し」を促進するため、国等において各種支援策が講じられています。支援策の内容と利用方法は、厚生労働省の『「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」別冊（令和7年4月改訂）』で紹介されています。

学び・学び直しを実施する過程で、必要な支援が講じられるよう、「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」のそれぞれの項目に対応する形で整理されておりますので、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<参考>

- ・ 職場における学び・学び直し促進ガイドライン特設サイト | 厚生労働省
<https://manabi-naoshi.mhlw.go.jp/>
- ・ リスキリングに関する企業の意識調査（2024年） | 株式会社帝国データバンク
<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241120-reskilling2024/>



唯一無二の『鹿児島本格焼酎』を 世界に発信していく

© 鹿児島観光コンベンション協会



会長
濱田 雄一郎 氏

鹿児島県酒造組合

悠久の歴史と伝統が息づく鹿児島で育まれてきた鹿児島本格焼酎。昨年、その製造技術が日本酒、みりん等と共に日本の「伝統的酒造り」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

そこで、今回の組合インタビューでは、鹿児島本格焼酎製造業者で構成される鹿児島県酒造組合の濱田雄一郎会長にお話を伺いました。

■ 組合の概要

日本全国の本格焼酎生産量の約90%が九州地方で占められています。中でも、鹿児島県は「焼酎王国」と称され、100を超える蔵元に2,000を超える銘柄が存在します。特に、芋焼酎と黒糖焼酎においては、日本を代表する一大生産地として揺るぎない地位を確立しています。

こうした中、鹿児島県酒造組合は、平成19年に存在していた県下11の酒造組合と鹿児島県酒造組合連合会をより強固で一体感のある単一組織として一本化し、人口減少に伴う全国的な酒類消費量の減少傾向と、市場構造の急激な変化への対応を目的として設立されました。

焼酎産業は鹿児島県の基幹産業の一つです。蔵元での直接雇用に加え、原料となるさつまいもやさとうきび等の農業生産、流通、販売、観光など、広範な関連産業に波及効果をもたらしています。また、酒税収入への寄与の大きさから見ても、組合が担う社会的使命と責任は極めて重大なものと認識しています。

鹿児島県酒造組合	
代表者	会長 濱田 雄一郎
設立年月日	平成19年10月1日
組合員資格	鹿児島県内の酒類製造業者
組合員数	109人
所在地	〒892-0836 鹿児島市錦江町8番15号
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒税の保全措置に対する協力 ● 組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝 など
電話	099-222-1455
根拠法	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）

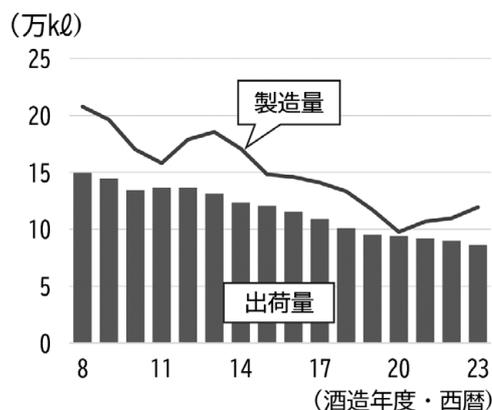


■ 鹿児島県酒造業界の現状

鹿児島県では、地元でとれる農作物を原料とした「芋焼酎」や「黒糖焼酎」を愛飲する文化が根付いており、最も身近なお酒として親しまれてきました。また、幾度かの焼酎ブームを経て、鹿児島本格焼酎の知名度はいまや全国に拡大しましたが、近年は大きな転換期を迎えています。

2023酒造年度の出荷量（課税移出数量）は8万6,320kℓでした。これは、15年前（2008年、14万9,531kℓ）と比較して6割以下の値です。背景には、少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化、そして消費者嗜好の多様化など、複合的な要因があります。

こうした厳しい状況下にあいながらも、令和6年12月、本格焼酎の製造技術が日本酒、みりん等と共に日本の「伝統的造り」としてユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録されました。世界的な和食ブームと相まって、日本のお酒への海外需要は着実に高まりつつあります。この国際的な評価が、海外のみならず国内においても需要拡大への契機となることを期待しています。



県産焼酎の出荷量及び製造量推移



酒造りの様子

■ 組合の事業について

組合は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、酒税の確実な納付と酒類業における取引の安定を図ることを目的としています。酒税の円滑な納税を促進する事業のほか、さつまいもや麴用米などの原料確保、需要振興に向けた各種事業の中から一部をご紹介します。

鹿児島県本格焼酎鑑評会～伝統と革新が調和する品質の追求～

「鹿児島県本格焼酎」の品質向上を目指し、鹿児島県本格焼酎鑑評会を毎年開催しています。製造技術はすでに高い水準に達していますが、さらなる技術革新と品質向上、そして創造的な新製品開発を促進するため、業界を挙げて取り組んでいます。

原料別にさつまいも製、黒糖製、米製、麦製の4部門に分かれて審査が行われ、国税局や県工業技術センター、鹿児島大学の専門家が審査員となり、香りや味を評価します。

厳しい審査を経て選ばれた代表受賞者には、鑑評会総裁である鹿児島県知事と鹿児島県酒造組合会長から賞状が授与されます。この栄誉は単なる賞にとどまらず、鹿児島の焼酎文化を牽引する存在としての証であり、受賞蔵元の誇りとなっています。



鑑評会の様子

組合インタビュー

焼酎ストリート～鹿児島が誇る本格焼酎の祭典～

「本格焼酎の日」である11月1日に合わせて、以前から焼酎のイベントを鹿児島市内で開催してきましたが、「焼酎ストリート」としては、令和6年までに6回開催しています。

このイベントは、ドイツで開催されるオクトーバーフェストが町全体を祝祭ムードに包み、地元のビール産業や地域経済に大きな影響を与えていることに着想を得て、鹿児島が誇る本格焼酎でも同様の効果を目指して企画したものです。

「焼酎ストリート」では、鹿児島県内の蔵元が集まり、自慢の逸品を来場者に提供します。単なる販促イベントにとどまらず、生産者と消費者、焼酎愛好家が直接交流できる貴重な場となっており、焼酎にまつわる様々な会話で賑わいます。

また、このイベントは普段焼酎に馴染みの薄い方々でも、多彩な銘柄の中から自分だけの一杯と出会える機会を提供しています。さらに、イベント後は参加者が周辺の飲食店へと流れていくことで、地域全体の活性化にも大きく貢献しています。県外からわざわざこのイベントを目当てに訪れる人も年々増加しており、観光資源としての価値も高まっています。

イベントの企画・運営を担うのは、鹿児島県酒造青年部会のメンバーです。伝統産業を守りながらも新たな価値を創造しようとする彼らの情熱が、このイベントを支え、発展させる原動力となっています。

情報発信～伝統と革新を世界へ届けるために～

組合のホームページやInstagramでは、イベント告知や業界情報、生産者の声を幅広く発信しています。また、英語版サイトも整備し、海外展開を見据えた情報戦略を展開しています。

ホームページには、独自の焼酎検索システムを実装しており、地域や香り、味わいの特徴、飲み方に合わせた銘柄検索が可能です。お気に入りの蔵元を探す旅のガイドとしても、次なる焼酎体験への入口としても活用できる、心強いナビゲーションツールとなっています。



今年の焼酎ストリートの様子 (上)、チラシ (下)

鹿児島本格焼酎を楽しむ

みんなの鹿児島焼酎 

鹿児島県酒造組合ホームページのロゴマーク



ホームページ



Instagram



■ 伝統を継承し、未来を育む新たな拠点の設置

組合では、令和8年1月中旬の竣工に向けて新会館の建築工事を進めています。

昭和42年の建設以来、鹿児島県の酒造業界における中核拠点として機能してきた現会館は、半世紀以上にわたり業界の発展と変革を見守り続けてきました。しかし、建物の劣化や設備の老朽化が顕著となり、機能の維持・継続に影響が出始めたため、令和3年より新会館建設に向けた検討に着手しました。

新会館には、鹿児島の豊かな自然を象徴する木材を随所に取り入れています。温かみのある木の質感は、訪れる人々に安らぎと親しみを与えるだけでなく、環境への配慮も表現しています。また、業界の若手たちが希望と誇りを持ち、新たな創造に挑戦できる場であってほしいという願いが込められています。



■ 今後の展望

酒類業界は、国内市場の縮小という大きな課題に直面しています。人口減少に伴い、特に若年層の焼酎離れが進んでいるため、若年の消費者を取り込むための商品開発やイベント実施等が急務となっています。

同時に、テロワール（地域固有の風土）の価値を深く掘り下げるとともに、発信していく取り組みも不可欠です。鹿児島各地の土壌、気候、水質、そして代々受け継がれてきた伝統的製法といった地域特有の個性を「鹿児島本格焼酎のストーリー」として体系化し、国内外に向けて戦略的に発信していきます。また、多様な事業展開を通じて、焼酎の背後にある歴史や文化的価値に触れる機会を提供することで、単なる「酒類」の枠を超えた、日本が誇る文化的資産としての地位を確立していきます。

さらに、鹿児島本格焼酎製造技術のユネスコ無形文化遺産登録という歴史的な契機を活かすべく、業界が一丸となって海外輸出戦略を強化し、世界市場における鹿児島本格焼酎の認知度向上に取り組んでいきます。

鹿児島本格焼酎は、蒸留酒の中では珍しく新酒を楽しめ、また、麹の種類が白・黒・黄とバリエーションに富んでいるなど、唯一無二の個性を持っており、世界各地での需要拡大に大きな可能性を秘めています。

組合は、500年以上にわたり受け継がれてきた焼酎の歴史的価値を誇りに思い、テロワールの価値をさらに磨き上げながら、若い世代の感性に響く革新的なアプローチと海外市場の開拓を通じて、鹿児島が誇る本格焼酎文化を次の時代に繋いでいきます。



SATSUMA
SHOCHU

地理的表示
「薩摩」



奄美黒糖焼酎

地域団体商標
「奄美黒糖焼酎」

取 材

後 記

焼酎好きとして生産者の声を直接聞いたことは、大変光栄な機会でした。鹿児島本格焼酎は、料理やシーンを問わず美味しくいただけるお酒ですが、会長のお話を伺った後に飲む鹿児島本格焼酎の味は格別でした。



前途彩々

～女性活躍推進企業を訪ねて～



合名会社明石屋菓子店



令和7年度の第1号目は、安政元年に創業し、「軽羹」をはじめとした和洋菓子の製造・販売をする合名会社明石屋菓子店を訪問し、店頭販売や製造、品質管理の分野で日々奮闘する4名の社員の皆さんと総合企画部長の新福里恵さん、製造部長の大内山愉佳さんに話を伺いました。

取材にご対応いただいた皆さん /



矢野紗帆さん
(営業部主任/吉野店店長)

学生時代に教員免許を取得しており、社内の新入社員研修講師も任されるなど店舗業務以外にも活躍中。休みの日には自宅でゆっくり過ごすのが好き。



岩川美帆さん
(製造部主任/和菓子担当)

学生時代はバレー部やバドミントン部に所属し、社会人として必要な礼儀や協調性を培う。和菓子づくり一筋。「EXILE TRIBE」の大ファン。



島田彩乃さん
(品質管理室室長/菓子研究室)

学生時代に約3年間の洋菓子販売を通じて、お菓子への関心と接客の楽しさを経験。現在は品質管理と商品開発の異なる業務を兼務。行ってみたい場所は新潟県の苗場山。



樋高鈴亜さん
(営業部主任/本店次長)

約20年のキャリアを誇るフラダンスで人前に立つ度胸と学生時代に所属していた放送部で発声の経験が現在の接客に活かされている。刀剣鑑賞が趣味の一つ。



—取材にあたり、事前の質問票にご回答いただきありがとうございました。皆さん、やはり入社される前から明石屋さんやお菓자에思い入れがあることが分かります。

矢野さん：現在で入社10年目になり、吉野店の店長を務めています。入社を決め手は、祖母や母が、「お菓子を買うなら明石屋」と普段から口にしており、私も「最中」が大好きで、買ってきて欲しいとよくリクエストしていました。当社への入社を志望していることを伝えたら、とても喜んでくれたことを覚えています。

樋高さん：私は入社3年目で、本店で販売業務にあたっています。幼い頃に初めて「軽羹」を食べた時に、その美味しさに衝撃を受けました。その中でも、しっとりとした生地やこし餡の自然な甘みが最も美味しく感じられたのが、当社の軽羹や軽羹饅頭でした。当社のHP上にある「軽羹百話」というコラムを目にして、老舗和菓子店としての想いや情熱を感じ取れたことが入社を決め手になりました。

—島田さんは営業を経験されてから、品質管理や商品開発へ異動されていますね。

島田さん：元々お菓子が好きで、他社ではありますが、大学生の頃にアルバイトで洋菓子の販売をしていましたので、その経験を活かしたいと思い入社しました。玉里店で営業を経験した後は、現在の品質管理室に異動し、主にISO関連の仕事にあたっています。また、商品開発を希望していたのですが、その想いを会社が汲んでくれて、菓子研究室にも籍を置きながら新商品の開発にも取り組んでいます。

—岩川さんは入社以来、製造現場で和菓子づくりに尽力されていますね。

岩川さん：私もお菓子作りに興味があり、お菓子を通じてお客様を笑顔にしたいと思い、入社を決めました。これまでに、「軽羹」や「春駒」等の薩摩銘菓と呼ばれる商品以外の商品の製造を担当してきました。つまり「朝生菓子」や「上生菓子」と呼ばれる商品です。これらの商品は、機械で製造するものもあるのですが、上生菓子の大半は、手作りの商品なので職人としての技術が求められます。特に餡を扱うときには長時間手に触れると餡そのものが傷むため、作業スピードが重視されます。そのため、素早く作業できるように更に訓練が必要だと感じています。



—皆さん、それぞれのフィールドで生き生きと活躍されていますが、会社として従業員を支えるための仕組みはどうなっていますか。

矢野さん：当社には、全体的な社員向けの教育もありますが、先輩社員が新入社員を教育する「スポンサー制度」が導入されています。マンツーマンでサポートするので、新入社員は安心して仕事に取り組むことができます。

スポンサーは早くて2年目の社員が務めることになるのですが、後輩に教えるためには自らも学ぶ必要があるため、スポンサー側の成長も促される仕組みとなっています。ありがたいことに、スポンサー向けの研修も会社が用意してくれていますので、こちらも安心して新入社員教育にあたることができます。

樋高さん：スポンサーが「点」で支えるだけでなく、店舗のスタッフ全員が「面」で支える文化があるのも特長です。スポンサーだと少し言い難いことも、他のスタッフがその役を買って出てくれたりします。また、接客対応が良かった時には、直接声を掛けて「良かったよ」と褒めていただけることもあり、モチベーションが高まります。

—モチベーションを維持したり、高めたりするにはプライベートの充実も必要だと思います。皆さん、旅行に関心があるようですが、休暇は取得しやすいですか。

島田さん：前後期で「リフレッシュ休暇」を4日間ずつ付与されますので、公休日と合わせると最大で7日間の休暇を取得することができます。今年は北海道の旭川で国内最大のお菓子の祭典「菓子博（全国菓子大博覧会）」が開催されることになり、社員旅行として当社からも46名が参加する予定なのですが、今からとても楽しみです。

岩川さん：私は大好きなアーティストのライブのために先月も県外へ旅行に行きました。これまでに、埼玉や静岡、大阪まで足を運びました。こうしたことが実現できるのも、休暇を取りやすい環境が整備されているからですね。

—最後に今後の抱負について教えてください

島田さん：現在、部署で紙使用量の削減や工程の統合化、社内で使用する書式の更新等に取り組んでいるのですが、継続的に業務改善や効率化を進めていきたいと考えています。

樋高さん：コロナ禍で活動を休止していたフードトラックが5月より徐々にではありますが再開しています。このフードトラックでは、焼き軽羹や洋菓子を手掛けている「AKASHIYA el mundo」で食べることでできるかき氷等を販売しており、一般の店舗ではお届けしていない商品を提供しています。こうしたお菓子里に親しんでもらうための移動販売にも将来的には挑戦してみたいですね。





企業としての想い・取り組みについて

当社は、これまでに接客や身だしなみについてお客様よりお褒めの言葉をいただくことが多く、そうしたお言葉をいただけるのは、社員教育に注力してきたからだと自負しています。

しかし、最近ではカスタマーハラスメントと思われる出来事をきっかけに若手社員の離職に直面しており、その対応策が新たな課題だと認識しています。

代表がよく、『鹿児島に明石屋があって良かった』とお客様に感じていただくことが重要だ』と口にするのですが、そういられるように、全社一丸となって取り組んでまいります。



総合企画部部長／管理副本部長 新福里恵さん（右）
製造部部長／菓子研究室室長 大内山愉佳さん（左）

これが私のイチオシ商品



「さくらさくら」
矢野さん

見た目も華やかで、桜の香りがするお菓子です。新入社員の頃の先輩との心温まる思い出も詰まっております。私にとって特別な商品です。



「喫茶香」
岩川さん

試行錯誤を繰り返して完成した商品です。苦労の甲斐もあり、県新作観光土産コンクールで入賞することができた思い出の深い商品です。



「柏餅」
島田さん

香り豊かな柏の葉が印象的で、新緑の季節にぴったりの商品です。期間限定商品なので、もし見かけたら、ぜひお試しください。



「麦手餅」
樋高さん

柏餅と同じく期間限定商品で、今の季節にお楽しみいただけます。つぶ餡を包んだ餅に、「はったい粉」をまぶして仕上げされており、香ばしい商品です。

合名会社明石屋菓子店

代 表 者	代表社員 岩田 英明
設 立 年 月 日	創業：安政元年（1854年） 法人改組：平成2年（1990年）
所 在 地	鹿児島市金生町4-16
電 話	099 (226) 0431
H P	https://www.akashiya.co.jp/

取 材
後 記

おすすめの商品をお聴きした際に、皆さんそれぞれに自社商品に対する思い入れがあり、誇りと愛着を持っていることがひしひしと伝わりました。取材後におすすめの商品を購入し、家族と食べたのですが、すべてが美味しく多幸感に浸ることができました。

第70回 中央会通常総会 開催



6月9日（月）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会第70回通常総会を会員組合並びに多数の来賓出席のもと開催しました。

開会にあたり、小正芳史会長は「昨年度は、幅広い分野で景気回復の兆しが見られたが、現在は、米国の相互関税政策による自動車産業をはじめとする国内企業のコスト上昇や、物価上昇による実質賃金の低迷、更なる家計負担が懸念される。また、価格転嫁のための環境整備が急務である。

このような中、本会では、ものづくり補助金をはじめとする『中小企業生産性革命推進事業』や、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援する『中小企業省力化投資補助事業』を推進し、県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上を支援してきた。

また、組合組織の活用による生産性向上等をさらに周知するため、県内各地の未組織事業者アプローチを行い、5つの組合が設立された。なかでも、人口急減地域の労働力の確保を実現する『特定地域づくり事業協同組合』は、全国有数の10組合設立で全国有数の実績となっており、人材確保や地域活性化の一助となっている。

さて、鹿児島県中小企業会館は、関係各所のご協力のもと、令和7年2月に竣工し、3月から新会館での業務を開始した。今後は、関係機関との連携を図り、中小企業のワンストップ支援拠点として、県内中小企業者の皆様の多様なニーズに応えるべく、総合的な支援に取り組んでいく。また、会館1階には会議室『かごしまBizホール』を設置しているので、各種会議や研修会など、積極的にご活用いただきたい。

本会は、今年で創立70周年を迎えるが、これもひとえに、行政機関や関係団体の皆様方の多大なご厚情・ご支援の賜物と深く感謝するところである。



挨拶を述べる小正芳史会長



新会館での業務開始と併せ、心機一転、『組合と共に明日を拓く中央会』の理念の下、組合並びに傘下の中小企業者の振興・発展ため、役職員一丸となって取り組んでいくので、引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。」と挨拶しました。

続いて、塩田康一鹿児島県知事（木村仁士商工労働水産部次長代読）、下鶴隆央鹿児島市長から来賓祝辞が寄せられた後、表彰式を行いました。



【来賓祝辞】木村仁士商工労働水産部次長



【来賓祝辞】下鶴隆央鹿児島市長

議案審議では、岩重昌勝副会長を議長に、令和6年度事業報告及び決算報告、令和7年度事業計画並びに収支予算案について上程されました。また、借入金残高の最高限度額決定の件、定款変更の件（役員の定数など）について議案が上程され、原案通り承認可決されました。

栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

■ 鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰されました。

(順不同・敬称略)

役職	氏名
鹿児島県味噌醤油工業(協) 理事長	藤安 秀一
鹿児島県生コンクリート(工) 理事長	米盛 直樹



鹿児島県知事表彰
(左：藤安秀一氏、右：米盛直樹氏)

中央会会長表彰と叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合5組合、組合功労者18名、組合優秀事務局専従者7名、永年勤続従業員55名の方々を表彰しました。また、令和6年の叙勲・褒章受章者へ記念品を贈呈しました。

●優良組合（5組合）

(順不同・敬称略)

組 合 名	理事長名
加世田エルビーガス販売(協)	中村 正憲
I DDO(協)	岩神 徹也
事業(協)薩摩川内市企業連携協議会	田中 博
火の島めぐみ(協)	浜川 宏
天文館パークアベニュー商店街(振)	石川 国彦



優良組合受賞者

●組合功労者（18名）

(順不同・敬称略 役職は表彰決定時)

被表彰者名	所属団体名	役職名
松田 敏郎	加世田たばこ販売(協)	理事
福山 康洋	鹿児島市管工事(協)	理事長
福園 潤	鹿児島県遊技業(協)	副理事長
石山 剛史	鹿児島県遊技業(協)	理事
水元 信一	鹿児島県遊技業(協)	理事
中村 孝幸	鹿児島自動車工業(協)	理事長
大津 学	鹿児島県倉庫事業(協)	理事
有馬 淳二	鹿児島県倉庫事業(協)	監事
井料 英明	鹿児島県ビルメンテナンス(協)	理事長

被表彰者名	所属団体名	役職名
川口 利昭	鹿児島県建築設計監理事業(協)	理事長
牧角 龍一	鹿児島県歯科医師(協)	監事
錨 忠宏	(協)鹿児島県環境管理協会	理事長
赤瀬 宏之	(協)鹿児島県環境管理協会	理事
中村 保夫	(協)鹿児島県環境管理協会	専務理事
山ノ内賢一	(協)鹿児島県環境管理協会	理事・事務局長
宮 伸一郎	鹿児島県畳(工)	副理事長
此元 正明	鹿児島県菓子(工)	副理事長
荒平 成章	鹿児島県板金(工)	理事



組合功労者 受賞者



組合功労者
総代 福山康洋氏



●組合優秀事務局専従者（7名）

（順不同・敬称略 役職は表彰決定時）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
山倉 慎吾	鹿児島自動車工業(協)	検査工	三段 豊久	始良市管工事業(協)	事務局
祝 智博	鹿児島県火災共済(協)	査定課課長代理	山口ひとみ	始良市管工事業(協)	事務局
有蘭 圭祐	総合物流(協)	業務課主事	福満 泰	鹿児島県中古自動車販売(商工)	課長
深田 修子	鹿児島県弁護士(協)				



組合優秀事務局専従者 受賞者



組合優秀事務局専従者
総代 三段豊久 氏



永年勤続従業員 受賞者

●叙勲・褒章（役職は受章時）

叙勲（5名）

（順不同・敬称略）

令和6年春	旭日小綬章	小正 芳史	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事長
令和6年春	旭日小綬章	斎藤 眞一	(株)南日本銀行	会長
令和6年春	旭日双光章	楠田 哲久	鹿児島県書店(商)	理事長
令和6年春	旭日双光章	八木 栄寿	鹿児島県酒販(協連)	会長
令和6年秋	旭日双光章	川井田 哲	鹿児島県建築業(協)	専務理事

褒章（2名）

（順不同・敬称略）

令和6年春	黄綬褒章	岩川 和則	屋久島建設業(協)	理事長
令和6年秋	黄綬褒章	谷口 明広	鹿児島市建設業(協)	副理事長



令和6年叙勲・褒章受章者

外国人材雇用の

ABC

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。改正内容の基本は、従来の技能移転による国際貢献を目的とする外国人技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした「育成就労制度」が創設されることです。育成就労制度は、2027年4月をめどに施行される見込みとなっています。

本改正により外国人労働者の雇用環境は大きく変化し、外国人を雇用する企業にとっては、その対応次第では、継続的に外国人労働者に選ばれる企業になれると言っても過言ではないでしょう。

新設される育成就労の目的は、「育成就労産業分野(育成就労制度の受入れ分野)において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。」とされています。この目的の中にある特定技能1号とは、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する」ことのできる在留資格を指し、人手不足解消のための即戦力人材とも言えます。現在、特定技能1号の特定産業分野には介護、ビルクリーニング、工業製品製造業(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の16分野の受入れが認められ



ブリック労働法務事務所
代表 橋本 裕介

ており、その対象分野は拡大しています。政府はさらに倉庫管理・廃棄物処理・リネン供給の3分野を特定技能1号に加える方針です。

技能実習に代わる育成就労制度の大きな特徴として以下の3点が挙げられます。

- ・ 入国にあたって一定の日本語能力が求められる。
- ・ 外国人都合の転籍(いわゆる転職)が認められる。
- ・ 特定技能1号移行には技能検定3級相当の実技試験合格が必須となる。

まず、入国にあたって一定の日本語能力が求められる件についてはA1相当(日本語能力検定N5合格者など)の日本語能力が必要となります。そのため育成就労にて入国してくる外国人は技能実習生よりも日本語能力の向上が期待できます。次に、外国人都合の転籍(いわゆる転職)が認められる件については、1年から2年就労後に一定の要件を満たした者になる予定です。最後に、特定技能1号移行には技能検定3級相当の実技試験合格が必要となっており、技能の向上も図られることになります。

育成就労では、外国人に対する日本語能力などの向上が図られる一方、労働者としての働く権利も明確化され、受け入れ企業として社内規定等の再整備が必要となるケースが増えることが想定され新制度施行予定の2027年4月までにその対応が急務となります。

(次回掲載は8月号)

諸制度改正への対応に専門家を派遣します (令和7年度制度改正等の課題解決環境整備事業)

10月施行の育児介護休業法等改正や高年齢者雇用安定法の経過措置終了（65歳までの雇用確保の完全摘要）など、さまざまな制度改正に伴う変化への柔軟な対応が求められます。

そこで本会では、諸制度改正の概要や今後の対応に向け、専門家の派遣や講習会の開催を支援します。組合員企業への個別支援や組合の総会等にあわせた講習会の開催も可能となっておりますので是非ご利用ください。

💡 こんな方におススメ！

- ✔ 税制・民法改正等に対応した規約・規程を整備したい！
- ✔ 電子帳簿保存法に対応したデジタル化をすすめたい！
- ✔ 労働関係法令改正に対応した労務管理・生産性向上に取り組みたい！

原則
無料

期 間：～令和8年1月16日（金）※予算がなくなり次第終了

対 象：組合・組合員企業

対象経費：専門家謝金、会場借料、資料印刷費等

テ ー マ：各種制度改正（法令改正等を伴うものに限る）に関するテーマ

※詳細は、[本会 総務企画課](#) へお問合せください



令和7年度取引力強化推進事業の公募について

本事業は、組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために行う組合ホームページ・チラシ等の作成に対して支援します。

応募を検討されている組合は、中央会までお気軽にお問い合わせください。

金 額：上限50万円（下限10万円）※対象経費（税抜）の2/3まで

対 象：小規模事業者組合等

対象経費：ホームページの作成・リニューアル、ネット販売システムの構築
チラシ、パンフレット、パッケージ作成
調査研究 など

事業期間：交付決定日～令和8年1月30日（金）

※詳細は、[本会 連携情報課](#) へお問合せください

その他本会からのお知らせはこちらをご覧ください

鹿児島県中小企業団体中央会 HP：<https://www.satsuma.or.jp/>



テーマ

第109回「代表者変更に伴う印鑑（改印）届書の提出」について

新しい代表理事の変更登記を行う際、印鑑の届出も必要と聞きましたが、どのような手続きが必要ですか？



はい！お答えします！

新たな代表理事が就任した場合、代表者変更登記申請とあわせて「印鑑（改印）届書」の提出が必要です。

※新たな代表理事就任とは、「役員改選で新たな代表理事が就任した場合」や「前任代表理事の辞任・死亡により後任者が就任した場合」が考えられます。

印鑑（改印）届書は、法務局または法務局のホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/>）から入手できます。提出にあたっては、新代表理事個人の実印を押印し、発行から3か月以内の印鑑証明書を添付してください。

また、届出の際に、従前の印鑑カードを引き継ぐ旨を申し出れば、新たなカードの交付申請の必要はありません。

記入例

新代表理事本人による提出

印鑑（改印）届書	
※ 太神の中に書いてください。	
(地方) 法務局 支局・出張所 年 月 日 届出	
(注1) (届出用は解明に押印してください。)	商号・名称 ○○○○協同組合
本店・主たる事務所 鹿児島県鹿児島市●町1番1号	代表取締役・取締役・(代表理事) 氏名 法務 太郎
資格 理事・()	氏名 法務 太郎
印鑑提出者 法務 太郎	生年月日 大・●月・●日
会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○	会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○
前 任 者 法務 四郎	前 任 者 法務 四郎
届出人 (注3) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人	届出人 (注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人
住 所 鹿児島県始良市□町23番4号	住 所 鹿児島県日置市△町5番6号
氏名 法務 太郎	氏名 法務 太郎
委任状	
私は、(住所) 鹿児島県日置市△町5番6号 (氏名) 法務 太郎 を代理人と定め、 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(改印)の届出、 <input type="checkbox"/> 添付書面の原本送付請求及び受領の権限を委任します。	
住 所 年 月 日	氏名 法務 太郎

代理人による提出

印鑑（改印）届書	
※ 太神の中に書いてください。	
(地方) 法務局 支局・出張所 年 月 日 届出	
(注1) (届出用は解明に押印してください。)	商号・名称 ○○○○協同組合
本店・主たる事務所 鹿児島県鹿児島市●町1番1号	代表取締役・取締役・(代表理事) 氏名 法務 太郎
資格 理事・()	氏名 法務 太郎
印鑑提出者 法務 太郎	生年月日 大・●月・●日
会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○	会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○
前 任 者 法務 四郎	前 任 者 法務 四郎
届出人 (注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人	届出人 (注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人
住 所 鹿児島県始良市□町23番4号	住 所 鹿児島県日置市△町5番6号
氏名 法務 太郎	氏名 法務 太郎
委任状	
私は、(住所) 鹿児島県日置市△町5番6号 (氏名) 法務 太郎 を代理人と定め、 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(改印)の届出、 <input type="checkbox"/> 添付書面の原本送付請求及び受領の権限を委任します。	
住 所 年 月 日	氏名 法務 太郎



役員改選で同一人物が引き続き代表理事に重任した場合、印鑑届書の提出は不要だが～



中小企業組合士試験問題にチャレンジ！

中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にある ～ について、語群 A～Oの中から最も適切なものを選びなさい。



1. (事業報告書と決算関係書類)

事業報告書と決算関係書類は、必ずしも書面で作成する必要はなく、 的方法により作成することも認められている。事業報告書には、組合の事業活動の概況に関する事項、組合の の状況に関する事項、その他組合の状況に関する重要な事項の3つの項目をもって作成される。そして決算関係書類には、財産目録、貸借対照表、、剰余金処分案（又は損失処理案）が含まれる。

2. (監査制度)

組合の監事は、自己の信念に基づいて、誠実に職務を遂行し、正確な意見を表明することができる者でなければならない。そして、一般に、その人的基準として、監事として適当な専門能力と実務経験を有していること、当該組合に対して特別の がないこと、監査を行うに当たっては常に公正不偏の態度を保持すべきこと、監査の実施については、専門家として をもってこれを行うことが求められる。

〔語群〕

A. 運営組織	B. 思い入れ	C. 管理組織	D. 管理体制
E. キャッシュフロー計算書		F. 貢献	G. 口述
H. 自信	I. 正当な注意	J. 損益計算書	K. 強い関心
L. 電磁	M. 統合報告書	N. 利害関係	O. 録画

令和7年4月 情報連絡員報告

令和7年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「売上高」は2ポイント改善したが、「業界の景況」は4ポイント、「収益状況」は2ポイントそれぞれ悪化した。

業界からの声として、資材価格や人件費の高騰が経費を圧迫している中で、需要低迷と競争激化により適正な価格転嫁が遅れ、十分な利潤を確保することが困難な状況である。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和7年3月	令和7年4月	
業界の景況	-11	-15	↘
売上高	-14	-12	➡
在庫数量	-8	-4	➡
販売価格	9	12	➡
取引条件	-2	-6	↘
収益状況	-13	-15	↘
資金繰り	-8	-9	↘
設備操業度	-5	-4	➡
雇用人員	-4	-7	↘

※比較結果(数値の範囲) ▲= +10以上 ⬆= +5~+9 ➡= 0~+4 ↘= -9~-1 ↘= -10以下

【前年同月比】

「業界の景況」及び「売上高」はそれぞれ4ポイント悪化した。

資材価格高騰や人材不足は喫緊の課題であり、業界の景況は厳しさを増している。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和6年4月	令和7年4月	
業界の景況	-11	-15	↘
売上高	-8	-12	↘
在庫数量	-5	-4	➡
販売価格	7	12	↗
取引条件	-3	-6	↘
収益状況	-15	-15	➡
資金繰り	-7	-9	↘
設備操業度	-1	-4	↘
雇用人員	-5	-7	↘

※ DI値：前年同月と比較して「好転（増加・上昇）」したとする回答数から「悪化（減少・低下）」したとする回答数を差し引いた値
（※その他の動向は以下の通り）

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

消費は冷え込んだままの状態が続いている。その為、売上も何とか前年並みを維持しているが、厳しい状況に変わりはない。

食料品（酒類製造業）

（令和7年4月分データ）
（単位：kℓ・%）

区分	R6.4	R7.4	前年同月比
製成数量	9,131.2	7,683.8	84.1%
移出数量	県内課税	2,800.9	92.5%
	県外課税	4,688.6	102.8%
	県外未納税	1,924.7	95.5%
在庫数量	191,265.3	192,525.7	100.7%

食料品（漬物製造業）

新規提案商品が好評であり、全体の売上が増加している。単に値上げを行うと売上が下がるので、顧客と情報交換を密に行い、需要の掘り起こしが重要である。

食料品（蒲鉾製造業）

メディアで紹介された組合員の商品が反響を呼んだ。

業界紙によれば、3月の冷凍すり身の輸入量は前年度比で60%増加したが、トランプ関税により輸入価格が上昇する見通しであり、先行きは不透明である。

食料品（鯉節製造業）

4月になり、鯉相場も安くなってきており、5月の連休に備えるために、発送量が増加したようである。一方、鯖の漁獲量が少なく、価格が高止まりしている。全体的な消費量は、前年と同様程度で推移している。

食料品（菓子製造業）

進学や転出入などの時期もあり、土産菓子が好評であった。原材料価格の高騰や人手不足により、厳しいとの声が上がっている。

食料品（茶製造業）

共同販売事業実績は前月比102.2%、前年同月比103.2%となった。



大島紬織物製造業

組合員数が減少している。

本場大島紬織物製造業

検査反数が9%減少した。

木材・木製品

新年度も内憂外患の様相である。木材・木製品の需要は活性化する兆しも見られず、市・景況は当用買いに終始して静かに底を這っている。一時競合していた海外輸出材も、関税の動きに懸念してか、一変したかのような雰囲気であり、世情が落ち着くまでは横ばいで推移するものと予想される。

木材・木製品

鹿児島県の2月分の新設住宅着工戸数は、758戸で前年同月比86.0%、うち木造は、390戸で同88%、木造率は51.5%と低調となった。県産スギ丸太4m中目材の3月の価格も輸出及び木質バイオマス発電等の低質材が丸太全体の価格を底上げしており、前年同月比99%とほぼ変わらない。一方、スギ製品の柱角の3月の価格は、前年同月比96%、KD材も同93%と昨年と比べて若干の減少となった。製材所は今月も原木高の製品安が続いており、厳しい環境となっている。

生コン製造業

対前年比は、官公需・民間合計で90.2%となった。対前年比について、官公需・民間合計では6地域で増加し、増加率の大きい順に出水69.5%、奄美南部

54.7%、沖永良部47.8%となっている。一方、12地域が減少し、減少率の大きい順に甑島65.1%、与論島40.2%、大隅37.5%となっている。鹿児島地域は対前年比で、官公需86.3%、民間106.1%、官公需・民間合計で99.1%となっている。

コンクリート製品製造業

4月度の出荷量は、3,929トンで前年同月比100%となった。出荷量は南薩地区、始良・伊佐地区、大隅地区にて前年同月比を上回り、川薩地区、熊毛地区、奄美地区は前年同月比であまり変わらなかったが、鹿児島地区においては前年同月比で大きく下回った。県内各工場は出荷量の減少に伴い在庫調整を行っており、在庫数量は前年同月比で70%となっている。4月度の受注量は前年度を少し上回ったが、この厳しい状況を改善するまでには至っていない。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

手持ちの物件が少なくなってきた。見積りもなく踏ん張りどころではあるが、先行きが非常に不安定であるため、対応に苦慮している。

印刷業

ペーパーレス、情報インフラの電磁化の風潮を受け、更に疲弊産業となっている傾向がある。今年は、選挙の年と言われているが、一時的でも特需があることを願っている。

非製造業

水産物卸売業

前年同月比で、数量63.9%、金額84.8%、単価132.7%となっており、前月比は数量194.8%、金額145.1%、単価74.5%となった。前月比で漁獲量は増加している一方で、前年同月比で非常に減少している。前年同月比で単価が増加している要因として、経費が高騰していることがあげられる。経費高騰に対する政策に期待しており、海水温や海流等が好条件となり、漁獲高が見込める環境になることを切望している。

燃料小売業（LPガス協会）

5月積みサウジアラムコ産の液化石油ガスはプロパン610ドル（前月比△5）、石油化学原料のブタンが590ドル（前月比△15）で若干下がった。米中貿易戦争により中国は中東などにシフトすることは必至であり、

需要減退懸念から原油、LPガス市況は急落した。サウジは国内石化需要で市況を下支え、中国は米国以外に引き合いを強め市況はやや戻した。

中古自動車販売業

4月に入り、さらに販売が伸び悩んでおり、大型店や合同展示場等も同様である。トランプ関税の発動により、自動車と自動車部品は、4月3日から25%の追加関税を課されたため、北米向けの輸出車両の落ち込みが激しい。日本の自動車業界への影響は避けられないので、今後の懸念される。

青果小売業

販売価格や売上高が上昇している。しかし、商材価格の高騰により仕入価格も上昇しているため、収益が好転するまでには至っていない。

農業機械小売業

農産物価格上昇に伴い、希望が見えてきた。

石油販売業

米国の新政策と OPEC プラスの原油増産意向が、価格の先行きの不透明化を生んでいる。マーケットも厳しさが増す中で、物価高騰に負けない賃上げのために価格転嫁及び取引適正化の要請があった。しかし、**需要低迷と競争激化により応じることが難しい状況下にある**。実際に、**廃業する企業が非常に増えている**。

鮮魚小売業

天候不良により漁獲量が少なく、アメリカからの輸入物は関税が高い。国内は物価高の影響で高値が続いており、養殖物が過去に類を見ない価格となるなど、厳しい状況が続いている。

商店街（始良市）

4月末、商店街に新店舗がオープンした。地域の子育て支援拠点施設が開館1周年を迎え、利用者数が5万人と発表された。本市民の利用が全体の30%前後であり、残りの70%が市外の方の利用である。今後、訪問者を呼び込む施設等の検討を進める予定である。

商店街（鹿児島市）

今年度の教育情報提供事業は「SNSを活用した集客」をテーマに実施しようと企画している。全国で開催されるまちゼミでは、SNSを通じて参加申込を行うケースが急増している。また、紙媒体のチラシではなく、SNSのみで周知している地域も数か所ある。**DXと聞くハードルがあがるので、取り組みやすい形で実施したい**。

サービス業（旅館業 / 県内）

夏休み等の繁忙期に向け、人材確保、施設整備を引き続き行っていく必要がある。

建築設計監理業

4月の公共団体等の入札状況は、件数で33件程度、契約金額で約1億9,300万円程度であり、前年同月（32件、約1億9,200万円）と比較すると件数、契約金額ともほぼ変わらない状況であった。また、3月の新設住宅着工戸数は660戸で、対前年同月比（601戸）は9.82%の増加であったが、今年度の累計では8,124戸で前年度の9,151戸から1,000戸程度減少となり、令和3年度の10,006戸から減少を続け平成以降の最少の年度戸数（8,241戸）を下回る結果となった。

自動車分解整備・車体整備業

4月は車検台数が減少する傾向にあるが、今年は車検台数が多かった。車検の有効期限満了日の2ヶ月前から受検できるため、前倒しで受検する傾向にあると推察している。

電気工事業

技術系従業員の人材不足が続いており、受注活動に影響が出ている。公共工事は減少しており、民間工事は横ばいである。

造園工事業

4月は例年並みに推移した。新年度になり、公共機関発注の維持管理業務の入札も実施されている。**業界を取り巻く環境は依然厳しく、景気が回復しない限り業務量も増加しない。よって、限られた業務件数で競合しており、受注もままならない**。また、仮に受注できたとしても、人件費や諸経費の値上がり等で薄利状況である。

管工事業

昨年の新築住宅着工戸数が発表され、前年比で△11.2%と大幅に減少した。資材価格の高騰が主な要因と考えられるが、今後は金利の上昇も見込まれることから先行きが懸念される。

建設業（鹿児島市）

建設資材や燃料費等の高止まりに加え、**下請け単価や金利の上昇など、建設業の経営を圧迫しており、適正な利潤の確保が困難となっている**。また、B、C、Dランクの組合員は、鹿児島市発注の工事量の減少により、事業縮小や合併などを余儀なくされており、深刻な問題となっている。

貨物自動車運送業

県下163運送事業者の燃料の購買動向は、前月比92.52%減少となった。また、前年同月比85.90%の減少となった。

運輸業（個人タクシー）

観光客や外国客船の入港により、売上は良好である。しかし、業界全体としては、前年を下回っているように感じる。

運輸・倉庫業

前半の野菜の集荷量は少なかったが、後半になると物量が大きく増えた。**2024年問題で労働時間の短縮を行っているが、人手が足りず管理者が対応している**。燃料・タイヤ・高速代・人件費の運賃値上げにより収支は改善してきたが、燃料の補助金カットやフェリー代等の経費が高んでいる。

令和7年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

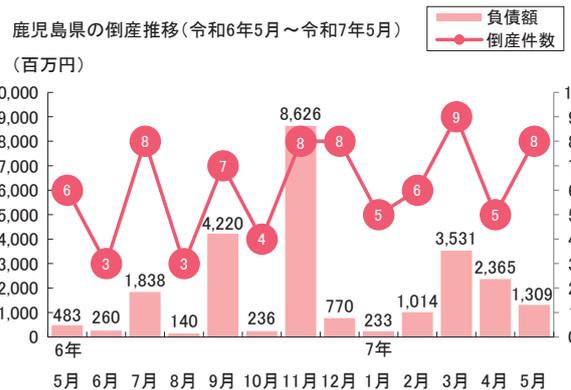
件数 8 件 負債総額 13億900万円

〔件数〕 前年同月比 2 件増 〔負債総額〕 前年同月比 171.0%増

ポイント

～前年同月比で件数、負債総額が増加～

- ◆倒産件数は 8 件。前年同月比で 2 件増、前月比で 3 件増。
- ◆負債総額は 13 億 900 万円で前年同月比 171.0%増、前月比 44.7%減。
- ◆新型コロナウイルス関連倒産は 1 件。



【概況と今後の見通し】

令和7年5月の倒産件数は 8 件、3 ヶ月連続で前年同月を上回り、前月比で 2 ヶ月ぶりに増加した。

5 月までの推移としては、倒産件数及び負債総額ともに新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年を上回る推移となっている。

新型コロナウイルスに関連する倒産は 1 件となった。

個人消費に関しては、食料品を主体に引き続き堅調な推移となった。観光関連では、海外定期便の増

便などアジア圏の観光客増加に伴い、主要ホテルや旅館の宿泊客数は増加基調となった。畜産関連では、牛肉相場は回復基調となり、ブロイラー・鶏卵相場はいずれも上昇基調となったが、豚肉相場は下落に転じた。いずれにしても、トランプ関税や物価高の影響には引き続き懸念があり、消費意欲の低迷や人手不足などに対する不安の声も多く、楽観視できない推移が続くとみられる。

令和7年5月 主な企業倒産状況 (法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様	備考
(株) K	建築工事業	989	20,000	鹿児島市	破産	
(株) N	中古自動車小売	100	3,000	大島地区	特別清算	
(有) K	魚類養殖業	100	3,000	鹿児島市	民事再生法	
(有) S	家電機械器具小売	40	3,000	大隅地区	破産	
(有) O	施設花き作農業	40	3,000	北薩地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
H(同)	料理品小売業	20	100	北薩地区	破産	
(株) R	工事業	10	1,000	鹿児島市	破産	
(有) M	新聞小売	10	5,000	鹿児島市	破産	

※主因別は「販売不振」8件

第64回 中小企業団体九州大会

■日 時 令和7年9月11日(木)
15時00分～16時30分
■場 所 福岡県福岡市「福岡国際会議場」
☆お問い合わせは総務企画課まで

【中小企業省力化投資補助金のご案内】

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

このたび「カタログ注文型」とは別に、「一般型」として、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等のオーダーメイド性のある省力化投資を支援する型が新設され、更に利用しやすくなります。

補助金の内容・申請に関して、当会にお気軽にお問い合わせください。

中小企業省力化投資補助金

検索



表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです！
© 鹿児島県ぐりぶー#811



令和7年7月

4日(金)
14:00
IT 活用セミナー
「その組合実務、
AIに任せてみませんか？」
鹿児島市「かごしまBizホール」

P.66 組合のスペシャリストを目指そう！
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
L	A	J	N	I

中小企業かごしま

(令和7年度 活性化情報第1号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0853 鹿児島市城山町1番24号
鹿児島県中小企業会館2階

TEL：099-222-9258 FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：鹿児島観光コンベンション協会(上)
公益社団法人鹿児島県観光連盟(左下)
鹿児島市(右下)

情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで
magazine@satsuma.or.jp

今月の表紙

鹿児島本格焼酎

鹿児島県産のさつまいもを原料とした薩摩焼酎、奄美群島にだけ造ることが許された奄美黒糖焼酎。どちらも恵まれた気候と伝統的な匠の技から生まれた本格焼酎です。今号の組合インタビューでは、鹿児島県酒造組合の濱田会長にお話を伺いました。焼酎造りへの想いや、鹿児島本格焼酎の奥深い魅力について紹介しておりますので、ご一読ください。



上:本格焼酎 Bar/右下:薩摩焼酎/左下:焼酎蔵元



ビジネスに役立つ “さつマガ” 配信中。

中央会では、組合及び中小企業に役立つ情報を「組合員企業や企業の役員・従業員の皆様方に周知するためのメールマガジン「**さつまのメルマガ**（略称『**さつマガ**』）」を発行しています。

各種補助金や中小企業に役立つ施策情報、セミナー・講習会のご案内、組合のイベント情報等を広く周知することで、施策や事業の利用促進やセミナー参加による課題解決等にぜひお役立て下さい。

発行回数

原則月2回（緊急のお知らせ等を含めても月4回）

提供内容

- ・ 中小企業に役立つ補助金情報・施策情報
- ・ 課題解決につながるセミナー・講習会のご案内
- ・ 各種イベント情報
- ・ 情報誌掲載のご案内 等

登録方法

右のQRコードをご利用いただくか、中央会のホームページから登録下さい。



鹿児島県中小企業団体中央会

検索

※登録解除はいつでも簡単にできますので、お気軽にご登録ください。